



2020年

履修の手引



鎌倉女子大学短期大学部
Kamakura Women's University Junior College

2020年

履修の手引

対象

2020年度入学生

鎌倉女子大学短期大学部

目 次

学科・専攻科の構成	5
教務部窓口案内	6
はじめに	7
短期大学部の3つのポリシー	8
初等教育学科の3つのポリシー	10
専攻科の3つのポリシー	12
第1部 学籍及び履修	
学籍	16
1 学籍番号	16
2 進級要件	17
3 卒業・修了と学位	17
4 休学・復学	18
5 留学	18
6 退学	19
7 再入学	19
8 除籍	19
授業・単位	20
1 セメスター	20
2 授業時間	20
3 時間割	20
4 休講・補講・緊急時における休校	20
5 授業科目	21
6 単位	21
履修	22
1 履修登録	22
(1) 履修上の原則	22
2 成績	22
(1) 成績評価	22
(2) 学修状況	23
3 企業等インターンシップ	24
4 教職等インターンシップ	25
5 サービスラーニング	26
6 SAE (Study Abroad Experience) -海外研修-	27

7 既修得単位認定【初等教育学科のみ】	28
8 免許・資格プログラム	29
(1) 取得可能な免許・資格	29
(2) 免許・資格課程履修登録	29
(3) 免許・資格課程履修費	30
9 企業学習プログラム【初等教育学科のみ】	31
定期試験	32
1 受験資格	32
2 定期試験説明会	32
3 定期試験受験上の注意	33
4 定期試験欠席	33
第2部 教育課程	
初等教育学科	36
1 2年間の履修指針	36
2 科目ナンバー	37
3 カリキュラムチャート	38
4 卒業要件単位数とカリキュラム	39
5 免許・資格	44
(1) 教員免許状	44
(2) 保育士	48
(3) 准学校心理士	51
(4) 児童厚生二級指導員	52
(5) レクリエーション・インストラクター	53
(6) 秘書士	54
学外実習	56
1 幼稚園・小学校教諭二種免許状	60
2 保育士	61
3 児童厚生二級指導員	63
4 レクリエーション・インストラクター	64
5 介護等体験	65
専攻科	66
1 履修指針	66
2 科目ナンバー	67
3 カリキュラムチャート	68
4 修了要件単位数とカリキュラム	69
5 インターンシップ	70
6 資格	71

(1) 認定ムーブメント教育・療法中級指導者	71
(2) キャンプインストラクター	72
(3) 自然体験活動指導者（自然体験活動リーダー）	72

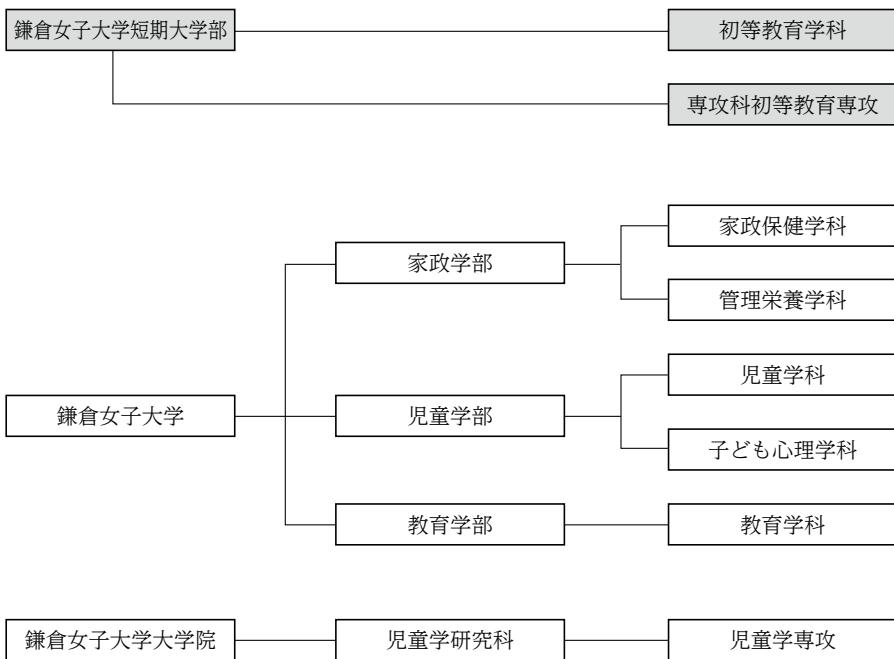
第3部 特別講座

特別講座	74
1 就職活動支援講座	74
2 公務員試験対策講座	74
3 教員採用試験対策講座	74
4 小学校理科授業実践講座	74
5 教職教養特別講座	75
6 就業前特別講座	75
7 初等教育学科 夏休み社会体験プログラム	75

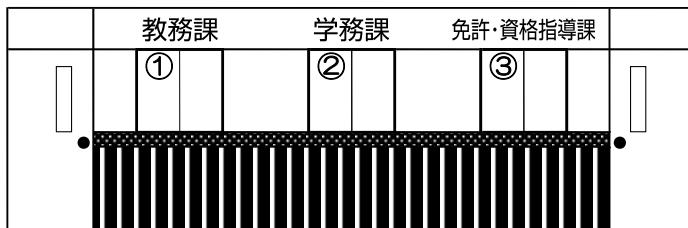
第4部 諸規程

学則	78
履修規程	86
試験規程	90
除籍の取り扱いに関する内規	91
保育士資格課程履修規程	92
児童厚生員資格履修規程	93
再入学取扱規程	94

学科・専攻科の構成



● 教務部窓口案内 ●



① 教務課 (Tel 0467-33-8001)

授業（休講・教室変更等）
時間割
教科書
試験・成績
SAE
単位互換
…に関すること

② 学務課 (Tel 0467-33-7550)

履修登録
免許・資格申請、登録
各種証明書
休学・退学
…に関すること

③ 免許・資格指導課 (Tel 0467-44-2115)

学外実習
介護等体験
企業等インターンシップ
…に関すること

- 授業期間中の事務取扱時間は、月～金（祝日を除く）の 8:30～17:00 です。
- 揭示について質問等をする場合、発信元を確認のうえ、窓口を訪ねてください。
- 電話で問い合わせをする場合、「所属・学年・氏名」「用件」を明確に伝えてください。

本学所在地 〒 247-8512 神奈川県鎌倉市大船6丁目1番3号

はじめに

いよいよ大学生活が始まりましたね。この『履修の手引』を手にして、新鮮な気持ちを抱いていることと思われます。「ディプロマポリシー」、「カリキュラムチャート」、「GPA」など初めて耳にする言葉が少なくないでしょう。これから大学固有の言葉に慣れていかなくてはなりません。そして何よりも大切なことは、卒業までの履修計画を立てることです。本冊子はそのためのもっとも基本的なガイドです。

次のページから、3つのポリシーが表記されています。一般的に「アドミッションポリシー」は入学前にすでに読んで、大学や学部学科を決める際の参考にしたと思いますが、どのような能力・意欲・適性を持った方に入学してもらいたいかを示します。これに「ディプロマポリシー」、「カリキュラムポリシー」を加え3つのポリシーと言います。卒業までに皆さんがどのような能力の習得をするのかを示したのがディプロマポリシー、これを実現していく方法がカリキュラムポリシーです。本学では短期大学部・学科、それと専攻科として皆さんにお伝えしたい「3つのポリシー」があります。皆さんに該当するそれぞれの3つのポリシーを確認したうえで履修の方法や教育課程(カリキュラム)を理解してください。

そして第1部の「学籍及び履修」をよく読んでください。高等学校とは異なる大学の制度がわかり、オリエンテーションにおける説明も理解しやすくなるでしょう。履修計画を立てるためには特に「授業・単位」と「履修」が重要です。次に第2部「教育課程」の章に進んでください。カリキュラムとは何か、学科がどのような人材育成をめざしているか、2年間どのように学修をしていくのか、どんな免許や資格が取得できるのか、ということを念頭において読むといいでしよう。

第一の目標である大学を卒業するためには、この手引を読み進めていくとわかりますが、卒業要件単位数以上の単位を修得する必要があります。一般的に大学では、各授業科目所定の単位を修得するための学修時間が決められています。それは、授業を行っている時間だけでなく、準備学修(予習)や復習をするために必要な時間も考慮されています。つまり、授業を受けて単位を修得するためには、自らが授業の前後に学修する時間が必要となり、そのことを前提に先生も授業を行っています。授業時間以外にも学修時間が必要なことを覚えておいてください。

さらに免許や資格などを皆さんのが希望する場合には、卒業要件よりも多くの単位数が必要となります。無理なく学修できるよう学生生活を通じた計画的な履修を行ってください。

この手引の内容は2020年度入学生の皆さんに当てはまるものです。卒業まで大目に扱ってください。授業など、他の年度の入学生とは異なるものがあります。大学における諸条件は、不斷の点検と改定がなされているからです。

いずれにしても、今年度も多く魅力ある科目が開講されます。皆さんの学修意欲が高まっていくであろうと願っています。



短期大学部の3つのポリシー



短期大学部のディプロマポリシー（学位授与の方針）

鎌倉女子大学短期大学部は、以下のように学位授与の要件を定める。

1. 学修者は、本学固有の教育理念であると同時に、古今にわたる普遍の教育理念である「感謝と奉仕に生きる」を常に目途としながら、本学固有の教育目標である「女性の科学的教養の向上と優雅な性情の涵養」を図り、以て自らの職能・職域を通じて健全な生活世界の活動及び形成に参与し、自らの未来を力強く切り拓くため、所定の期間在籍し、基準となる単位数を修得しなければならない。
2. 短期大学部は、建学の精神を含む「総合教育科目」及び学科の設置目的に照らして編成された「専門教育科目」を共に修得していることを学位授与の基準とする。

短期大学部のカリキュラムポリシー（教育課程の内容・方法の方針）

鎌倉女子大学短期大学部は、学修者が学部・学科に所属することを通じて短期大学士を修得するために、以下の教育課程を編成し、学修成果を図るために方途を定める。

1. カリキュラムの枠組みは、「建学の精神」、「精神と文化」、「社会と産業」、「生命と自然」、「生活と技術」、「健康とスポーツ」、「情報科学」、「外国語」の8分野からなる「総合教育科目」及び学部・学科固有の「専門教育科目」によって構成される。
2. 学修課程の体系性及び順序性と学修者の志向性及び選択性を尊重し、各科目を以下のような重層的・複合的構造の中に配置する。
 - ①基礎的学力、教養的知性、倫理性、身体性を培う「リベラルアーツスタディーズ」と学部・学科の専門力を養う「プロフェッショナルスタディーズ」の組み合わせを縦軸としたカリキュラム構造。
 - ②将来の職能・職域の選択肢を多様に確保するため、各種免許・資格の取得に向けての「免許・資格プログラム」と免許・資格に限定されない一般社会で広く活躍できる資質を養う「企業学習プログラム」の組み合わせを横軸としたカリキュラム構造。
3. 各種講義、演習、実習、実験、実技に至る、多様な教授内容と教授方法に基づく授業を設置する。

4. 各科目担当者は、自らの授業を通じて、当該の授業内容のみならず、学修者の汎用的能力の育成及び主体的な学びを促進するために貢献できるシラバスを自覚的に作成し、授業を遂行するよう心がける。
5. クラスアドバイザー等は、学修者が着実な学修課程を歩むことができるよう、学修・生活全般にわたる定期的な面接指導等を行う。

短期大学部アドミッションポリシー（入学者の受け入れの方針）

鎌倉女子大学短期大学部は、ディプロマポリシーに謳われた学修の到達目標を実現できる潜在能力をもった学生に門戸を開くため、以下の入学選抜の方針を定める。

また、多様な能力及び個性をもった学生を受け入れ、短期大学教育を活性化させ、多様な社会の活動に貢献するために、それにふさわしい人材を得るために多様な入試方法を定める。

1. 高等学校までの学修課程を通じて身につけなければならない基礎的な学力及び倫理性を備えている人。
2. 建学の精神と教育の伝統を尊重し、学修課程を通じてこれを身につける努力を惜しまない人。
3. 教職員の指導を遵守し、本学が行う教育活動に積極的に参加し、これにふさわしい力を身につける努力を惜しまない人。
4. 上記の学生に門戸を開くため、推薦入試、一般入試、センター試験利用入試、保育者適性型特別選抜入試、社会人特別選抜入試の各種入試方法を設定する。

初等教育学科の3つのポリシー

初等教育学科のディプロマポリシー

本学が掲げる教育理念と教育目標に基づき、豊かな教養、高い倫理性、健やかな身体性を培い、乳幼児及び児童についての専門的知識と保育・教育に関わる実践力を修得した学修者に、以下の諸点を基準としつつ、「短期大学士（教育学）」の学位を授与する。

1. 乳幼児期及び児童期について深い関心をもち、主体的に学び続け、その成果を社会に還元しようとする態度を備えている。
2. 専門分野での学修に必要な幅広い知識と技術を培い、保育・教育について総合的な視点に立って、保育・教育活動を実践できる能力を身につけている。
3. 責任感と倫理観をもち、他者と協力して問題解決に努め、連携して仕事を遂行することのできる能力を身につけている。

初等教育学科のカリキュラムポリシー

初等教育学科の専門教育科目は、以下の諸点に注力しながら、カリキュラムを編成している。

1. 初等教育、保育・児童福祉に基づく子ども理解を中心に、初等教育、保育・児童福祉に関わる実践的指導能力を身につけた専門家を育成するカリキュラムの編成。
2. 「総合教育科目」を通して幅広い分野に触れ、人間教育を基礎とした品位ある教養を身につけた女性を育成するカリキュラムの編成。
3. 初等教育、保育・児童福祉の本質及び目的の理解を深める科目とともに、実践的能力を育成する実技科目を設け、「専門教育科目」を通して子どもの理解と指導の専門性を高めるカリキュラムの編成。
4. 実習を核とした各授業科目の学修内容を有機的に関連させて学修効果を高め、自らの課題解決能力、コミュニケーション能力、表現力などの実践的能力を育成するカリキュラムの編成。
5. 「免許・資格プログラム」として、小学校教諭2種免許状、幼稚園教諭2種免許状、保育士、児童厚生2級指導員、レクリエーション・インストラクター、秘書士の課程を設置する。

初等教育学科のアドミッションポリシー

初等教育学科は、本学科のディプロマポリシーを理解し、修学意欲のある下記のような学生を求める。

1. 明確な目標をもち、その実現に向かってひたむきな努力を惜しまず、最後までやり遂げる人。
2. 人とかかわることが好きで、将来、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等、社会に貢献することを目指している人。
3. 教育・保育に必要な文章力、表現力、身体的能力、コミュニケーション能力を身につけている人。



専攻科の3つのポリシー



専攻科のディプロマポリシー

本学が掲げる教育理念と教育目標に基づき、豊かな教養、高い倫理性、健やかな身体性を培い、児童の保育・教育に関する専門的知識と技能を修得した学修者に、以下の諸点を基準としつつ、修了証書を授与する。

1. 保育・教育、幼児の身体活動に関する専門的知識と技能を活用できる能力を身につけている。
2. 保育・教育者としての責任感と倫理観をもち、保育・教育現場における援助及び指導法についての実践的能力を身につけている。
3. 保育・教育・福祉分野において、社会に積極的に貢献しようとする態度を備えている。

専攻科のカリキュラムポリシー

専攻科の専門教育科目は、以下の諸点に注力しながら、カリキュラムを編成している。

1. 保育・教育・児童福祉に基づく子ども理解を深め、子どもの健やかな発達、社会的な課題やニーズに応えられる保育・教育の理論と実践に関する専門科目を編成する。
2. 保育・教育実務研修及びインターンシップとかかわる授業との往還によって、保育・教育のスペシャリストとして、実践的能力を育成することのできる科目群（幼児教育・子育て支援、幼児体育・子ども野外活動、その他の関連科目）を設置する。
3. 認定ムーブメント教育・療法中級指導者、キャンプインストラクター、自然体験活動指導者（NEAL）、SAJ（全日本スキー連盟）公認スキーバッジテストの資格取得に必要な科目群を設置する。

専攻科のアドミッションポリシー

専攻科は、本科のディプロマポリシーを理解し、修学意欲のある下記のような学生を求める。

1. 保育・教育及び幼児の身体活動に関わる分野に关心があり、積極的に学修に取り組む意欲のある人。
2. 保育・教育に必要な知識や技能を修得して、保育・教育現場における実践力を身につけることを目指している人。

3. 将来、保育・教育・児童福祉に携わる保育士、幼稚園教諭、小学校教諭等として、社会に貢献しようとする人。

第1部

学籍及び履修

学籍

学籍は入学手続きを完了後、入学を許可されたことにより発生し、セメスターごとの学費の納入によって継続していきます。学籍が与えられている期間が在籍期間となります。

学費未納の状態では、成績評価を受けることができません。

1 学籍番号

学生には入学と同時に学籍番号が与えられ、学生証が発行されます。学生証は、本学の学生であることを証明し、学内の定期試験や諸手続き等に必要になります。大切に扱い、常に携帯してください。学生証の紛失や盗難にあったときは、直ちに学生センターに届け出て、再発行の手続きをしてください。

【学籍番号は8桁です】

	入学年 コード (2桁)	学科 コード (3桁)	個人番号 コード (3桁)
初等教育学科	20	421	001～
専攻科初等教育専攻	20	442	001～

【略称】掲示板などに学科・学年を省略して表示することがあります。

略称を用いる場合「学科・学年」の順に表示します。

初等教育学科 1年	→ 初1
初等教育学科 2年	→ 初2
専攻科	→ 専

2 進級要件

初等教育学科で2年生に進級するためには、進級要件確認時期（3月）に以下の進級要件を満たさなければなりません。進級要件を満たせない場合、次年度も引き続き1年生となり、次回の進級要件確認時期に改めて確認を行います。初等教育学科の修業年限は最大で4年間であるため、1年生を4回在学となる場合には退学勧告を行います。

初等教育学科2年生進級要件

- ・1学期分以上在学している
- ・25単位以上の単位数を修得している（認定単位数を含む）。

3 卒業・修了と学位

初等教育学科2年生、専攻科1年生は、学内審査が行われます。学内審査は、教務委員会、学部長会議、教授会の順に行われます。単位修得状況を審査し、卒業要件・修了要件を満たしていると学長が判断した場合、卒業・修了が認定されます。また初等教育学科を卒業した場合、学位が授与されます。

鎌倉女子大学短期大学部 Kamakura Women's University Junior College

初等教育学科 Department of Primary Education

学位：短期大学士（教育学） Associate of Education

専攻科初等教育専攻

Post - Graduate Course (Major in Primary Education)

4 休学・復学

病気やその他の理由などで2か月以上学業を継続できない場合は、保証人、クラスアドバイザーに相談し、休学願を教務部学務課に提出してください。休学期間は1年間又は半年間（セメスターごと）となります。

休学の事由が解消し復学を希望する場合は、その事由の解消を証明する書類を添付して復学願を教務部学務課に提出してください。復学の時期はセメスターの始めになります。

なお、休学期間は在学期間に算入されませんので注意してください。

休学時手続き

理由	提出書類	提出期限
病 気	・休学願 ・医師の診断書	保証人・クラスアドバイザーの了承後、速やかに提出
語学留学等	・休学願 ・留学計画書 ・留学を証明するもの	春セメスターから休学する場合 1月31日まで 秋セメスターから休学する場合 6月30日まで
その他	・休学願 ・事由を証明する書類	保証人・クラスアドバイザーの了承後、速やかに提出

復学時手続き

理由	提出書類	提出期限
病 気	・復学願 ・医師の診断書 ・本学校医の判断	
語学留学等	・復学願	春セメスターから復学する場合 3月1日まで 秋セメスターから復学する場合 9月1日まで
その他	・復学願	

5 留学

外国の大学又は短期大学に留学を希望する場合は、学生センターに問い合わせてください。

6 退学

退学を希望する場合は、保証人、クラスアドバイザーと相談し、慎重に判断してください。

退学願は、保証人連署・捺印のうえ、学生証・通学定期乗車券発行控とともに以下に定める期限までに教務部学務課に提出してください。退学の期日までは在籍となり、学費の納入が必要になります。

退学願提出期限

退学の時期	提出期限
春セメスターをもって退学する場合	9月30日まで
秋セメスターをもって退学する場合	3月31日まで

7 再入学

正当な理由により自主退学した場合、『再入学取扱規程』に基づき再入学を希望することができます。再入学をするためには、個別審査及び面接試験、必要に応じて実施される学力試験に合格しなければなりません。

8 除籍

学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めないときは、『除籍の取り扱いに関する内規』に基づき、除籍退学となります。

授業・単位

1 セメスター

授業は、学年を春と秋の2セメスターに分けて行い、原則としてセメスターごとに完結します。各セメスターのなかで集中的に履修し、学修効果を高めることを主旨としています。また、初等教育学科では卒業までの2年間は第1セメスターから第4セメスターに分けられています。

学期区分	期 間
春セメスター	4月～9月
秋セメスター	10月～3月 ※授業開始が9月になることがあります。

2 授業時間

1 講時	2 講時	3 講時	4 講時	5 講時	6 講時
8:40～10:10	10:20～11:50	12:40～14:10	14:20～15:50	16:00～17:30	17:40～19:10

3 時間割

時間割は、オリエンテーション期間に発表されます。授業期間と集中期間（集中講義）に分かれて記載されています。集中講義とは、各セメスターの土曜日を主として短期集中的に実施する授業です。

4 休講・補講・緊急時における休校

短期大学部又は授業科目担当者にやむをえない事情が発生したとき、授業を休講にすることがあります。休講が発生した場合は、必ず補講が行われます。休講・補講の連絡はポータルサイトにて行います。

なお、休講の連絡がなく授業開始時間から30分を経過しても授業科目担当者が出講しない場合は、教務部教務課に問い合わせてください。

また、災害等緊急時における危機管理を目的として休校措置をとることがあります。詳しくは『学生生活の手引』の該当箇所を参照してください。

5 授業科目

初等教育学科の授業科目は総合教育科目及び専門教育科目に分かれます。

区分	科目内容
総合教育科目	「建学の精神」「精神と文化」「社会と産業」「生命と自然」「生活と技術」「健康とスポーツ」「情報科学」「外国語」の8分野で構成
専門教育科目	学科のカリキュラムポリシーにそった授業科目で構成

授業科目は必修科目、選択科目と自由科目にも分かれます。

区分	履修
必修科目	卒業に不可欠な科目で、必ず単位を修得しなければならない科目
選択科目	設置されている科目的なかから、必要に応じて選択し単位を修得する科目
自由科目	自由科目として学科に設置された科目及びカリキュラム上にない科目

- 【注意】・卒業に必要な科目と免許・資格取得に必要な科目は異なります。
 ・自由科目は卒業要件単位数に算入されません。

6 単位

単位とは、学修の量を示す基準であり、授業の方法・教育効果・授業時間外に必要な学習を考慮して以下の授業時間数で単位を計算します。本学では、原則として90分の授業時間を2時間に換算しています。

単位は、試験に合格することで修得できます。

授業形態	授業時間数
講義・演習	授業時間15時間から30時間をもって1単位とする。
実験・実習・実技	授業時間30時間から45時間をもって1単位とする。

1単位の学修量

1単位を修得するためには45時間の学修量が必要とされています。

1単位の学修量を満たすためには次の通りの学修が必要です。

$$\begin{aligned} 1 \text{ 時間 (予習)} + 1 \text{ 時間 (授業)} + 1 \text{ 時間 (復習)} &= 3 \text{ 時間 (1週)} \\ 3 \text{ 時間} \times 15 \text{ 週} &= 45 \text{ 時間} \end{aligned}$$

本学の講義・演習科目（2単位）にあてはめると、1コマ（90分）を2時間として計算すると週1回の授業に対して、予習2時間・復習2時間が必要になります。

履修

1 履修登録

履修とは、受講する授業科目を選択・登録し、授業の学修を経て単位を修得することです。受講する授業科目を登録することを履修登録といいます。登録を怠った授業科目は受講できず、単位の修得もできません。履修登録は学生本人の責任において行うものであり、履修登録期間後は履修登録の変更はできません。

履修登録はポータルサイトによる登録を原則としますが、再履修など、履修状況によっては指定用紙による登録となることがあります。履修登録方法の詳細は、別途配付する『オリエンテーション資料』により確認してください。

(1) 履修上の原則

- ①所属する学科・学年・クラスの授業科目を履修します。
- ②同じ曜日の同じ講時に複数の授業科目を同時に履修することはできません。
- ③上位学年の授業科目を履修することはできません。
- ④単位修得した授業科目は履修できません。
- ⑤履修者数5名未満の授業科目は開講取り止めとなることがあります。

【注意】履修上の原則に反する履修登録を行った場合、履修登録を取り消します。

2 成績

授業計画は、学生が毎回授業に出席することを前提に作られています。欠席が多くなると、授業科目担当者により成績評価要件不足と判断されます。成績評価要件を得るためにには授業回数の2/3回以上の出席が必要となります。履修登録以前の授業も授業回数に含まれます。

次のいずれかに該当する場合は、成績評価の対象にはなりません。

- ①学費未納の場合
- ②履修登録をしていない場合
- ③成績評価要件不足とされた場合

(1) 成績評価

成績は以下の通りです。合格した授業科目は、所定の単位が授与されます。な

お、「成績証明書」等には、評価のみが記載されます。

合否	評価	評点	評価の基準	Grade Point
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている 非常に優れた成績	4
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている 優れた成績	3
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績	2
	C	69～60点	到達目標を最低限達成できている 成績	1
	合	合格	段階なし	GPAに算入しない
	認	合格	段階なし	GPAに算入しない
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績	0
	E	成績評価なし	評価なし	0
	否	不合格	評価なし	GPAに算入しない

GPA（成績平均値）

成績評価には、GPA制度を取り入れています。

GPA（Grade Point Average）は、成績を5段階で評価（成績評価 参照）し、獲得ポイントの合計を履修登録した単位数の合計で割った1単位あたりの成績の平均値です。

GPAの算出式

$$GPA = \frac{(履修登録した授業科目の Grade Point \times 単位数) の合計}{履修登録した授業科目の単位数の合計}$$

【注意】履修登録した授業科目には、不合格科目（F・E評価）を含む。

GPAが2.0未満の場合、注意・指導をすることがあります。

（2）学修状況

履修登録した科目的成績、修得単位数、GPAは、ポータルサイトで確認できます。

3 企業等インターンシップ

社会・経済・教育・技術など、あらゆるものが大きく変革していく時代において、産業界からは自主性と創造性のある人材の育成が求められており、かつ、学生の職業意識を高める観点から产学連携による教育の一環としてインターンシップが推進されています。本学においても、学生が幅広く就業体験ができるようにインターンシップの内容を充実させています。

① 事前準備

インターンシップの主役はあくまで学生自身です。受け入れ企業・官庁等により業種も職種も異なりますので、まず学生自身が目的意識を明確にして臨んでください。

具体的な受け入れ先や注意事項に関しては、第1セメスター4月にオリエンテーションを実施します。なお、受け入れ先からの要望により事前に研修を行うこともあります。

② 実施の時期

原則として第1セメスター夏休み期間中の休業期間を利用して、2週間を予定しています。但し、勤務時間や休日等は受け入れ先の就業規則によります。

③ 参加の申請

企業等インターンシップについての説明会を開催しますので、希望者は必ず出席してください。説明会終了後、参加希望者は企業等インターンシップ参加申込書に必要事項を記入の上、指定された期間内に提出してください。

④ 研修記録

所定の研修日誌に記入し、学内担当教員に提出してください。研修終了後には報告会（第2セメスター実施予定）を実施します。

⑤ 参加費

参加費として1万円が必要となります（昨年度参考）。

4 教職等インターンシップ

学生が希望する進路に応じて、大学が指定した小学校、中学校、放課後児童クラブ、博物館又は福祉施設等において、就業体験をするものです。自己の進路の適性を見極めるとともに、職業意識の向上と学修意欲の喚起を目的としています。

① 授業科目

教職等インターンシップ①（2単位）

② 単位の授与

教職等インターンシップ先の評価と事前・事後指導、活動日誌等を総合評価し、合格と判定されれば、秋セメスターに単位が授与されます。

③ 参加の申請

教職等インターンシップについての説明会を開催しますので、希望者は必ず出席してください。説明会終了後、参加希望者は教職等インターンシップ参加申込書に必要事項を記入の上、指定された期間内に教職センターに提出してください。

④ 費用について

参加費として1万円が必要になります（昨年度参考）。

所定期間内に証明書自動発行機で納入してください。

5 サービスラーニング

サービスラーニングとは教育活動の一環として、一定期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉仕活動を体験することによって、それまで専門的な知識として学んできたことを実際のサービス体験に活かし、また実際のサービス体験から自己の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラムです。

サービスラーニングに該当する社会奉仕活動に対して単位を授与します。具体的には、就職センターが取り扱っているインターンシップや学生センターが取り扱っている社会奉仕活動等で、一定時間を超える活動が対象となります。

社会奉仕活動がサービスラーニングに該当するかどうかの判断は所属学科が行います。活動時間の確認に加え、社会奉仕活動に関する報告書、将来の職業や自らの社会的役割の意識などテーマに応じたレポートが課される場合もあります。

履修方法については、通常の授業科目とは異なりますので、『オリエンテーション資料』を参照し、学科の指導に従ってください。

6 SAE (Study Abroad Experience) ー海外研修ー

SAE (海外研修) として、海外の語学研修プログラム及び本学生涯学習センターが主催する地域研究プログラム等があります。

なお、各プログラムの内容及び催行については、年度によって調整される場合があります。募集にあたっては説明会が実施されますので、希望者は参加してください。

【問い合わせ 教務部教務課 SAE 担当】

各 SAE の概要（予定）

①「SAE ①（語学研修）」【初等教育学科】、 「SAE」【専攻科】

主な内容：本学学生のためにプログラムされた語学研修用の教育メニューが用意されている。併せて、現地の文化や自然などの理解を深める活動も準備されている。

近年の研修先実績：サセックス大学(英国 / イーストサセックス州ブライトン)
ビクトリア大学（カナダ / ブリティッシュ・コロンビア州ビクトリア）

実施時期：8月中旬から9月上旬

実施期間：2週間程度

②「SAE ④（地域研究）」【初等教育学科のみ】

主な内容：音楽や伝統文化、食文化などのレクチャーを行う。

研修先：イタリアなど

実施時期：3月

実施期間：10日間程度

主 催：鎌倉女子大学生涯学習センター

※実施時期の関係から、卒業年次は単位授与対象外。

7 既修得単位認定【初等教育学科のみ】

入学前に、大学、短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認めることがあります。

申請希望者は、新入生オリエンテーション内実施「既修得単位認定説明会」に出席してください。申請の機会は入学時の所定期間のみとなります。

なお、単位認定された授業科目は履修することはできません。

① 認定単位数

区分	他大学等での履修		高大連携による履修	
	認定	上限単位数	認定	上限単位数
総合教育科目	建学の精神	個別	19	8
	精神と文化	個別・包括		
	社会と産業	個別・包括		
	生命と自然	個別・包括		
	生活と技術	個別・包括		
	健康とスポーツ	個別・包括		
	情報科学	個別・包括		
	外国語	個別・包括		
専門教育科目	個別	30-(総合教育科目 認定単位数)		
合計		30		8

② 申請方法

既修得単位認定の申請に際しては、所属学科の教務担当教員と確認・相談の上、所定の期間に教務部学務課に申請してください。

申請書類 既修得単位認定申請書（本学指定）

添付書類 成績証明書

申請科目のシラバス（写し）

免許・資格取得を希望する場合は、別途書類が必要になります。

8 免許・資格プログラム

(1) 取得可能な免許・資格

免許・資格の種類	初等教育学科 専攻科	課程履修登録と費用		
		登録時期	支払時期	支払金額
小学校教諭二種免許状	<input type="radio"/>	1年次秋	2年次春	20,000円
幼稚園教諭二種免許状	<input type="radio"/>	1年次秋		20,000円
保育士	<input type="radio"/>	1年次秋		20,000円
准学校心理士	<input type="radio"/>	1年次秋		—
児童厚生二級指導員	<input type="radio"/>	1年次秋		20,000円
レクリエーション・インストラクター	<input type="radio"/>	1年次秋		20,000円
秘書士	<input type="radio"/>	2年次春		20,000円
認定ムーブメント教育・療法中級指導者	<input type="radio"/>	春	春	20,000円

(2) 免許・資格課程履修登録

免許・資格を取得するためには、指定された登録時期に、希望する免許・資格課程の登録が必要です。登録後に進路変更や成績不振による取り消しのないよう責任をもって登録してください。

登録の際は以下の点に注意をしてください。

- ①免許・資格の取得数や組合せについては、学科の指導に従ってください。
- ②免許・資格課程履修登録期間外の追加登録はできません。
- ③登録していない免許・資格の取得はできません。
- ④登録した免許・資格課程によっては免許・資格課程履修費がかかります。
- ⑤登録の取り消しをする場合は、速やかに教務部学務課で取り下げの手続きをしてください。

免許・資格課程履修登録の確認

登録した免許・資格課程は、ポータルサイトにより各自の責任において確認してください。

(3) 免許・資格課程履修費

免許・資格課程履修登録を行った免許・資格に対し、免許・資格課程履修費の納入が必要となります。免許・資格課程履修費は登録した免許・資格 1 種類につき 20,000 円です。納入時期は初等教育学科の学生は 2 年次春セメスターの免許・資格課程履修費納入期間、専攻科の学生は春セメスターの免許・資格課程履修費納入期間です。

なお、免許・資格課程履修費納入後は、免許・資格課程履修登録の取り消し、成績不振や修得単位不足による免許・資格取得要件不足等、いかなる理由があっても返金はいたしません。

指定期間に免許・資格課程履修費の納入がなされなかった場合、免許・資格課程履修登録を取り消します。

9 企業学習プログラム 【初等教育学科のみ】

初等教育学科には企業学習プログラムが設定されています。本プログラムは、企業・官公庁・N P O・公共団体などのビジネス界で活躍できる人材育成を目的とした履修モデルです。

① プログラムの内容

企業に関する知識、ビジネスで求められる技術等の修得を内容としたカリキュラムです。

総合教育科目は「社会と産業」・「生活と技術」を中心に、専門教育科目は学科の特性に応じた企業等への就職に必要とされ、学修が望まれる授業により構成しています。カリキュラム一覧で、企業学習プログラムに設定されている授業科目を確認してください。

なかでも「企業等インターンシップ」は、職業意識を養成し、適職選択のための自己理解・職業理解を深めるうえで極めて有効です。

※ P.24 3 企業等インターンシップ 参照

② 履修証明書

企業学習プログラムの課程履修登録（2年次春セメスター）を行い、対象の授業科目を15単位以上履修した場合にはプログラム履修了が認定されます。プログラム修了の認否は、卒業決定と同時期に通知いたします。プログラム修了者には「履修証明書」を発行します。

定期試験

セメスターごとに一定の期間を設け、定期試験を実施します。各授業科目の定期試験の有無や実施方法は、授業科目担当者が決定します。

定期試験の有無等の詳細については別途連絡しますので、ポータルサイト等を確認してください。

1 受験資格

次のいずれかに該当する場合は、定期試験を受けることができません。

- ①学費未納の場合
- ②履修登録をしていない場合
- ③学生証を携帯していない場合

※仮受験証の発行 p.33 3 定期試験受験上の注意 参照

- ④成績評価要件不足とされた場合

※成績評価要件 p.22 2 成績 参照

上記のいずれかに該当する学生が誤って受験したとき、その学生の受験は無効となります。

2 定期試験説明会

春セメスターの5～6月頃に定期試験説明会を実施し、定期試験の受験方法等について説明を行いますので、必ず出席してください。

3 定期試験受験上の注意

定期試験を受験する際は、次の事項を守ってください。

①試験では試験監督者の指示に従ってください。

②学生証を机上に呈示してください。

学生証を携帯していない者の受験は認めません。この場合、試験開始前に教務部教務課で仮受験証の発行を受けてください。

③試験場内で使用できるのは、筆記用具、持込み許可物のみです。

それ以外の物は、カバンの中にしまってください。

④携帯電話は電源を切ってください。時計としての使用も禁止します。

また、ウェアラブル端末や、辞書や電卓等の機能がある時計などは使用できません。

⑤試験開始後は、私語、物の出し入れ、物品の貸借は禁止します。

⑥試験時間に遅れた場合は、試験開始後 15 分以内に限り入室を認めます。

⑦試験場からの退出は、試験監督者の指示により（原則として試験開始 20 分経過後）認めますが、再度の入室はできません。

⑧不正行為と判断された場合は、当該セメスター全科目が不合格となります。

※仮受験証の発行

学生証を携帯していない者に対し、試験受験のために仮受験証を発行します。試験開始前に教務部教務課で手続きをしてください。発行日の当該科目受験に限り有効です。手続きの際には、身分を証明するもの（免許証、保険証等）が必要です。

4 定期試験欠席

正当な理由により定期試験を欠席した場合、所定の期間内に追試験の受験を願い出ることができます。

追試験受験が認められるのは、次の各号に定める場合に限られます。また欠席理由が正当と認められない場合、追試験の機会は与えられません。

①父母・配偶者・祖父母・兄弟姉妹及び三親等内の親族の忌引による場合（会葬礼状等の提出が必要）

②疾病による場合（医師の診断書の提出が必要）

第2部

教育課程



初等教育学科

1 2年間の履修指針

1年次

初等教育学科では、入学直後に将来の進路を定めます。それに従い、1年次では初年次教育「スタートアップセミナー」や基本的な科目を学び、教育者や保育者などにとって重要な基礎的な力を養います。

また、本学科の学びでは、専門教育のみならず、大学教育で大切な総合教育科目において、本学ならではの建学の精神や実践講座を行い、一般教養を深めることも重視しています。

複数の免許・資格を取得しようとすると、2年間で履修する科目も多くなります。質の高い人材が求められている現在、自分の将来をよく考え、取得しようとする免許・資格を厳選し、余裕を持った時間割を立てて、専門分野を深く掘り下げる取り組みが必要です。

2年次

2年次では、1年次で培った基礎力をもとに、実習を核とした演習科目や実習科目を通して実践力をつけるための科目が配当されています。免許・資格を取得するためには実習が課せられますが、実習においてはさらにこの実践力の向上を目指します。

実習では、教育・保育現場に身をおく責任と自覚、高い倫理性をもち、学修で培った知識や技術を活用するとともに、謙虚に学ぶ姿勢が求められます。同時に、実習で得た経験を、平常の学習と関連させて学ぶことが重要です。

秋には、「保育・教職実践演習」を通じて、実習に関する学びを振り返ると共に、教師や保育者になる使命感や自覚、技術を高めます。そして、実習報告会を通して実習の学びの締めくくりをします。

また、「初等教育学総合研究」では、クラスの枠を超えて、主体的な学びを通して得意分野の能力を伸ばし、より質の高い専門性を身につけることを目指します。

2 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) PEA100



①学科コード	②領域コード	③水準コード
PE	A	100

① **学科コード** 初等教育（Primary Education）学科は、“PE”です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。1つの科目で複数の学問領域にわたる場合、2文字になります。

領域コード	学問領域
A	総合教育科目
B	教育
C	保育
D	児童厚生
E	秘書
F	レクリエーション
G	学科共通科目

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

総合教育科目については、1年次配当の科目については100番台、2年次配当の200番台としています。総合教育科目の各分野を十の位で区分し、番号を振っています。

水準コード	学修段階
100～199	入門レベル（1年）
200～299	短期大学士課程修了レベル

3 カリキュラムチャート

初等教育学科（学科コード：PE）

教 育	B103 教職概論（同和教育を含む）	B202 教育制度
	B104 国語	B203 音楽②
	B105 社会	B204 生活
	B106 算数	B205 家庭
	B107 理科	B207 社会科教育法
	B108 音楽①	B208 理科教育法
	B109 図画工作	B209 生活科教育法
	B110 体育	B210 家庭科教育法
	B112 カリキュラム論Ⅱ	B211 体育科教育法
	B119 国語科教育法	B212 教育方法・技術
	B210 算数科教育法	B213 教育方法・技術演習
	B211 音楽科教育法	B214 道徳教育の理論と方法
	B212 図画工作科教育法	B215 特別活動及び総合的な学習の時間の指導法
	B213 児童指導	B216 教育相談
	B214 教育実習指導	B217 幼児指導
		B218 教育実習
		B220 小学校英語
		B221 小学校英語教育法
教育・保育	BC101 教育原理	BC201 教育心理学
	BC102 教育心理学	BC202 保育内容統論
	BC105 特別支援教育	BC207 子どもと健康
	BC111 「力」から「人間論」	BC208 子どもと開発関係
	BC113 「保育内容演習健康」	BC209 子どもと環境
	BC114 「保育内容演習人間関係」	BC210 子どもと言葉
	BC115 「保育内容演習環境」	BC211 子どもと表現
	BC116 「保育内容演習言葉」	BC219 保育・教職実践演習（幼・小）
	BC117 「保育内容演習表現」	
	BC118 「児童文化」	
保 育	C101 子ども家庭支援論	C202 子どもの理解と援助
	C102 社会的養護	C203 臨床心理学
	C103 保育原理	C204 ムーフメント療法
	C104 保育者論	C205 リラックス
	C105 子ども家庭福祉	C207 子ども家庭支援の心理学
	C106 社会福祉	C209 乳母代育演習
	C107 子どもの保健	C210 社会的養護演習
	C108 子どもの食と栄養	C211 子育て支援
	C109 子どもの健康と安全	C212 脳害児保育
	C110 乳児保育	C213 保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）
	C111 保育実習指導Ⅰ（保育所）	C214 保育実習指導Ⅱ（保育所）
	C112 保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）	C215 保育実習Ⅰ（居住型施設等）
	C120 保育実習Ⅰ（保育所）	C216 保育実習Ⅱ（保育所）
	C121 保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）	
児童厚生	D101 児童館・放課後児童クラブの機能と運営	D201 児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①
秘 書		E201 秘書学概論 E202 秘書実務
レクリエーション	F101 レクリエーション理論	F201 レクリエーション実技① F202 レクリエーション実技② F203 レクリエーション実習（学外）
学科共通	G101 スタートアップセミナー① G102 スタートアップセミナー② G103 SAE①（語学研修） G104 SAE②（語学研修） G105 SAE③（語学研修） G106 SAE④（地域研究） G107 サービスラーニング① G108 教職等インターネットシップ①	G201 初等教育学総合研究

4 卒業要件単位数とカリキュラム

●卒業要件単位数●

区分	必修 ^{*1}	選択	計	卒業に必要な単位数	
総合教育科目	建学の精神	3	0	63	
	精神と文化	2	1		
	社会と産業	2			
	生命と自然	2			
	生活と技術	2			
	健康とスポーツ	1			
	情報科学	3			
	外国語	3 ^{*2}			
専門教育科目	17	27	44		

※1 選択必修科目的単位数を含む。

※2 総合教育科目の外国語分野3単位のうち、2単位は「英語①」「英語②」「英語コミュニケーション①」「英語コミュニケーション②」から履修しなければならない。外国語分野3単位すべてにおいて、これらの英語の科目を履修してもよい。

●カリキュラム一覧●

凡例: ○免許・資格プログラムの必修科目

○免許・資格プログラムと企業学習プログラムの選択科目

区分	配当年次	科目ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム						企業学習プログラム	備考	
				必修	選択	自由	幼稚園	小学校	保育士	准学校心理士	児童厚生員	システムアーキテクチャ			
建学の精神	1	PEA101	建学の精神	1											
	1	PEA102	建学の精神実践講座①	1											
	2	PEA201	建学の精神実践講座②	1											
	1	PEA111	女性と文化	2											
	1	PEA112	哲学	2											
	1	PEA113	人間と倫理	2						※1				○	
	1	PEA114	心理学	2										○	
	1	PEA115	日本人の心	2											
	2	PEA211	鎌倉の歴史・文化	2											
	1	PEA116	書道	2				○	○						
	1	PEA121	日本国憲法	2			○	○							
	2	PEA221	生活と法律	2									○	○	
	2	PEA222	国際関係	2									○	○	
	2	PEA223	経済のしくみ	2									○	○	
	2	PEA224	企業の知識	2									○	○	
	1	PEA122	企業等インターンシップ	2									○	○	
総合教育科目	1	PEA131	生物学の基礎	2				※1							2単位以上履修
	2	PEA231	生活と環境	2									○	○	16単位以上履修
	2	PEA241	数と統計	2									○	○	2単位以上履修
	2	PEA242	日本語表現	2									○	○	
	2	PEA243	キャリアデザイン	2									○	○	
	2	PEA251	女性と健康	2											
	1	PEA151	健康・スポーツ科学	2			○	○	○					○	
	1	PEA152	食と健康	2										○	
	1	PEA153	スポーツ実技	1			□選択	□必修	□選択	□必修	□選択				1単位以上履修
	1,2	PEA154	スポーツ実技(水泳)	1											
	1	PEA161	情報リテラシー	2			○	○						○	3単位以上履修
	1	PEA162	プレゼンテーション	1										○	
	2	PEA261	プログラミング	1										○	
	1	PEA171	英語①	1											2単位以上履修
	2	PEA271	英語②	1											3単位以上履修
	1	PEA172	英語コミュニケーション①	1											
	2	PEA272	英語コミュニケーション②	1										○	
	1	PEA173	ドイツ語①	1											
	1	PEA174	フランス語①	1											

初等教育

区分	配当年次	科目ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム						企業学習 プログラム	備考	
				必修	選択	自由	幼稚園	小学校	保育士	准学校心理士	児童厚生員	スクワードライバー	秘書士		
	1	PEB104	国語	2			○	○	○					○	
	1	PEB105	社会		2			○							
	1	PEB106	算数	2			○	○							
	1	PEB107	理科		2			○							
	2	PEB204	生活		2		○	○							
	1	PEB108	音楽①	2			○	○	○						
	2	PEB203	音楽②		2		○	○	○						
	1	PEB109	図画工作	2			○	○	○						
	2	PEB205	家庭		2			○							
	1	PEB110	体育	2			○	○	○						
	1	PEG101	スタートアップセミナー①	1											
	1	PEG102	スタートアップセミナー②	1											
	2	PEG201	初等教育学総合研究	1											
	1	PEC106	社会福祉		2				○						
	2	PEC207	子ども家庭支援の心理学	2				○							
	1	PEC105	子ども家庭福祉	2				○							
	1	PEC103	保育原理	2				○							
	1	PEBC207	子どもと健康	1				○							
	1	PEBC208	子どもと人間関係	1				○							
	1	PEBC209	子どもと環境	1				○							
	1	PEBC210	子どもと言葉	1				○							
	1	PEBC211	子どもと表現	1				○							
	1	PEC102	社会的養護	2				○							
	1	PEC104	保育者論	2				○							
	2	PEC203	臨床心理学	2				○						○	
	1	PEC107	子どもの保健	2				○							
	2	PEC109	子どもの健康と安全	1				○							
	1	PEC108	子どもの食と栄養	2				○							
	2	PEC101	子ども家庭支援論	2				○						○	
	1	PEC110	乳児保育	2				○							
	1	PEC209	乳児保育演習	1				○							
	2	PEC210	社会的養護演習	1				○							
	2	PEC211	子育て支援	1				○							
	2	PEC212	障害児保育	2				○	○						
	1	PEC111	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1				○						事前・事後指導	
	2	PEC213	保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）	1				○						事前・事後指導	
	2	PEC214	保育実習指導Ⅱ（保育所）	1				選択						※2 事前・事後指導	
	2	PEC112	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）	1				必修				○		※2 事前・事後指導	
	1	PEC120	保育実習Ⅰ（保育所）	2				○							
	2	PEC215	保育実習Ⅰ（居住型施設等）	2				○							
	2	PEC216	保育実習Ⅱ（保育所）	2				選択						※2	
	2	PEC121	保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）	2				必修			○			※2	
	2	PEC205	リトミック	2				○							
	1	PEF101	レクリエーション理論	2								○			
	2	PEF201	レクリエーション実技①	1								○		1コマ	
	2	PEF202	レクリエーション実技②	1								○		1コマ	
	2	PEF203	レクリエーション実習（学外）	1								○			
	1	PED101	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2							○				
	2	PED201	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①	2							○				
	2	PEC204	ムーブメント療法	2							○				

区分	配当年次	科目ナンバー	授業科目	単位数			免許・資格プログラム						プログラム	企業学習	備考		
							必修	選択	自由	幼稚園	小学校	保育士	准学校心理士	児童厚生員	ストレーランジエ	秘書士	
専門教育科目	2	PEE201	秘書学概論	2											○	○	
	2	PEE202	秘書実務	2											○	○	
	1	PEB103	教職概論（同和教育を含む）	2			○	○									
	1	PEBC101	教育原理	2			○	○	○								
	2	PEBC201	教育心理学	2			○	○	○	○	○						
	1	PEBC102	発達心理学	2			○	○	○	○	○						
	2	PEC202	子どもの理解と援助	1						○							
	2	PEB202	教育制度	2			○	○									
	2	PEBC105	特別支援教育	1			○	○			○						
	1	PEBC111	カリキュラム論Ⅰ	2			○			○							
	1	PEBC112	カリキュラム論Ⅱ	2				○									
	1	PEB119	国語科教育法	2				○									
	2	PEB207	社会科教育法	2				○									
	1	PEB120	算数科教育法	2				○									
	2	PEB208	理科教育法	2				○									
	2	PEB209	生活科教育法	2				○									
	1	PEB121	音楽科教育法	2				○									
	1	PEB122	図画工作科教育法	2				○									
	2	PEB210	家庭科教育法	2				○									
	2	PEB211	体育科教育法	2				○									
	2	PEB214	道徳教育の理論と方法	2				○									
	2	PEB215	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2				○									
	2	PEB220	小学校英語	2				○									
	2	PEB221	小学校英語教育法	2				○									
	2	PEBC206	保育内容総論	2				○		○							
	1	PEBC113	保育内容演習健康	2				○		○							
	1	PEBC114	保育内容演習人間関係	2				○		○							
	1	PEBC115	保育内容演習環境	2				○		○							
	1	PEBC116	保育内容演習言葉	2				○		○							
	1	PEBC117	保育内容演習表現	2				○		○							
	1	PEBC118	児童文化	2				○		○							
	2	PEB212	教育方法・技術	2				○	○								
	2	PEB213	教育方法・技術演習	2				○	○								
	1	PEB123	児童指導	2					○								
	2	PEB217	幼児指導	2				○									
	2	PEB216	教育相談	2				○	○	○		○					
	1	PEB124	教育実習指導	1				○	○								事前・事後指導
	2	PEB218	教育実習	4				○	○	○							
	2	PEBC219	保育・教職実践演習（幼・小）	2				○	○	○	○						
	1,2	PEG108	教職等インターンシップ①	2				○	○								
	1,2	PEG107	サービスラーニング①	2											○		
	1,2	PEG103	S A E①（語学研修）		1												
	1,2	PEG104	S A E②（語学研修）		2												
	1,2	PEG105	S A E③（語学研修）		4												
	1,2	PEG106	S A E④（地域研究）		1												

※1 「健康・スポーツ科学」及び「スポーツ実技」又は「スポーツ実技（水泳）」を含め8単位以上履修する。

※2 保育士資格のみの取得希望者は「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習指導Ⅱ（保育所）」を、保育士資格及び児童厚生員資格取得希望者は「保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）」「保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）」を履修する。

5 免許・資格

(1) 教員免許状

教員免許状取得のために必要な履修科目は、「66条の6に定める科目」及び「教科及び教職に関する科目」の2つ領域からなっています。

教科及び教職に関する科目は、以下の科目によって構成されています。

【幼稚園】

教科及び 教職に関 する科目	第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目
	第6欄	大学が独自に設定する科目

【小学校】

教科及び 教職に関 する科目	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目
	第5欄	教育実践に関する科目
	第6欄	大学が独自に設定する科目

介護等の体験

小学校教諭の免許状を取得する場合には、教育実習のほかに、特別支援学校及び社会福祉施設において、最低7日間の介護等の体験が必要となります。

① 66条の6に定める科目（幼稚園教諭・小学校教諭共通）

66条の6に定める科目	法定 単位数	本学における授業科目			
		授業科目名	必修	選択	備考
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	健康・スポーツ科学	2		
		スポーツ実技		1	選択必修
		スポーツ実技（水泳）		1	
外国語 コミュニケーション	2	英語①		1	2単位以上 履修
		英語②		1	
		英語コミュニケーション①		1	
		英語コミュニケーション②		1	
		ドイツ語①		1	
		フランス語①		1	
		情報リテラシー	2		

② 幼稚園教諭二種免許状

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
幼稚園教諭	12	6	4	7	2*

*第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることがある。

第1欄	教科及び教職に関する科目	法定単位数	本学における授業科目			
			授業科目名	必修	選択	
第2欄 領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	12	国語	2		
			算数	2		
			生活		2	
			音楽①	2		
			音楽②		2	
			図画工作	2		
	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		体育	2		
			保育内容総論	2		
			保育内容演習健康	2		
			保育内容演習人間関係	2		
			保育内容演習環境	2		
			保育内容演習言葉	2		
第3欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	6	教育原理	2		
			教職概論（同和教育を含む）	2		
			教育制度	2		
			発達心理学	2		
			教育心理学		2	
			特別支援教育	1		
			カリキュラム論Ⅰ	2		
第4欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） 幼児理解の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	教育方法・技術	2		
			教育方法・技術演習		2	
			幼児指導	2		
			教育相談	2		
第5欄 教育実践に関する科目	教育実習	5	教育実習指導	1		
			教育実習	4		
第6欄	大学が独自に設定する科目	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2		
			教職等インターンシップ①		2	

③ 小学校教諭二種免許状

法定単位数	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
小学校教諭	16	6	6	7	2*

*第6欄の単位数には、第2欄から第5欄までの法定単位数を超えて履修した単位数を含めることができる。

第1欄	教科及び教職に関する科目	法定単位数	本学における授業科目			
			授業科目名	必修	選択	
第2欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	16	国語(書写を含む。)	2		
			書道	2		
			社会		2	
			算数	2		
			理科	2		
			生活		2	
			音楽	2		
			図画工作			
			家庭		2	
			体育	2		
	各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		外国語	2		
			国語(書写を含む。)	2		
			社会		2	
			算数	2		
			理科	2		
			生活		2	
			音楽	2		
			図画工作	2		
			家庭		2	
			体育	2		
			外国語	2		

第 1 欄	教科及び教職に関する科目	法定 単位数	本学における授業科目		
			授業科目名	必修	選択
第 3 欄	教育の基礎的 的理解に關する科目	6	教育原理	2	
			教職概論（同和教育を含む）	2	
			教育制度	2	
			発達心理学	2	
			教育心理学		2
			特別支援教育	1	
			カリキュラム論Ⅱ	2	
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に關する科目	6	道徳教育の理論と方法	2	
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	
			教育方法・技術	2	
			教育方法・技術演習		2
			児童指導	2	
			教育相談	2	
			教育実習指導	1	
第 5 欄	教育実践に關する科目	5	教育実習	4	
			教職実践演習	2	
第 6 欄	大学が独自に設定する科目	2	教職等インターンシップ①		2

④ 教員免許状の申請

教員免許状の申請方法には一括申請と個人申請の2種類あります。一括申請は申請者に代わり大学が申請を行うもので、神奈川県教育委員会に申請します。個人申請は申請者の住民票住所地のある都道府県教育委員会に申請します。

教員免許状申請に要する費用（昨年度参考）

教員免許状1種類につき、申請手数料 3,300円

証明書発行手数料 700円

(2) 保育士

保育士資格取得のために必要な履修科目は、次の3領域からなっています。

- ・教養科目
- ・必修科目
- ・選択必修科目

① 教養科目

教養科目		本学における授業科目	
教科目	単位数	授業科目区分又は授業科目名	必修単位数
体育（講義）	体育（講義）、 体育（実技） を含め 8単位以上	「健康・スポーツ科学」	2
体育（実技）		「スポーツ実技」又は「スポーツ実技（水泳）」	1
その他		総合教育科目	8 単位 以上

② 必修科目

別表第一				本学における授業科目	
系列	教科目	授業形態	単位数	授業科目名	単位数
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	2
	教育原理	講義	2	教育原理	2
	子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	2
	社会福祉	講義	2	社会福祉	2
	子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	2
	社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護	2
	保育者論	講義	2	保育者論	2
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	2
	子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	2
	子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	1
	子どもの保健	講義	2	子どもの保健	2
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	2
保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	カリキュラム論Ⅰ	2
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	2
	保育内容演習	演習	5	保育内容演習健康	2
				保育内容演習人間関係	2
				保育内容演習環境	2
				保育内容演習言葉	2
				保育内容演習表現	2
	保育内容の理解と方法	演習	4	子どもと健康	1
				子どもと人間関係	1
				子どもと環境	1
				子どもと言葉	1
				子どもと表現	1
	乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育	2
	乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育演習	1
	子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	1
	障害児保育	演習	2	障害児保育	2
	社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護演習	1
	子育て支援	演習	1	子育て支援	1
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	2
				保育実習Ⅰ（居住型施設等）	2
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1
				保育実習指導Ⅰ（居住型施設等）	1
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼・小）	2

③選択必修科目

別表第二			本学における授業科目			
			授業科目名	単位数	備考	
保育の本質・目的に関する科目 保育の対象の理解に関する科目 保育の内容・方法に関する科目	大 紹 化		教育心理学	2	6単位以上履修	
			臨床心理学	2		
			ムーブメント療法	2		
			リトミック	2		
			児童文化	2		
			国語	2		
			書道	2		
			音楽①	2		
			音楽②	2		
			図画工作	2		
保育実習	保育実習Ⅱ	実習	2	保育実習Ⅱ（保育所）	2	選択必修
	保育実習Ⅲ			保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）	2	
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育実習指導Ⅱ（保育所）	1	選択必修
	保育実習指導Ⅲ			保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）	1	

※ 保育士資格のみの取得希望者は「保育実習Ⅱ（保育所）」「保育実習指導Ⅱ（保育所）」を、保育士資格及び児童厚生員資格取得希望者は「保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）」「保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）」を履修する。

④保育士登録

保育士として業務を行うには、住民票住所地のある都道府県知事に対し、業務に就く前に保育士登録手続きを行う必要があります。登録手続き完了後に「保育士証」が交付されます。

保育士登録に要する費用（昨年度参考）

登録手数料 4,200円

証明書発行手数料 600円

(3) 准学校心理士

一般社団法人 学校心理士認定運営機構

学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通じて、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる方に対して認定する資格です。

准学校心理士は、学校心理士に準じる資格で、学校心理士用の研修を受講し、通常より短い期間で学校心理士試験を受験することができます。

なお、准学校心理士資格取得のための基礎資格は、教員免許又は保育士資格です。

履修方法

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
教育心理学	4科目のうち、 3科目6単位 以上履修	教育心理学	2
発達心理学		発達心理学	2
教育相談（幼児理解や保育相談支援等の関連科目）		教育相談	2
特別支援教育（障害児保育等の関連科目）		障害児保育	2
		特別支援教育	1

資格取得に要する費用（昨年度参考額）

審査事務手数料 3,000円

登録事務手数料 3,000円

年会費（3年分） 9,000円

資格有効期間

3年間で更新はありません。詳しい内容は、一般社団法人学校心理士認定運営機構のホームページで確認してください。

(4) 児童厚生二級指導員

一般財団法人 児童健全育成推進財団認定資格

児童厚生二級指導員は、児童福祉法第40条に定められている児童福祉施設である児童館や、放課後児童健全育成事業において、子どもに健全な遊びを提供し、その心身の健康増進及び情操を豊かにすることを目的として地域で活躍する指導者のことをいいます。

なお、児童厚生二級指導員資格取得のための基礎資格は、保育士資格です。

履修方法

指定科目	単位数	本学における授業科目	
		授業科目名	単位数
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①	2
児童館実習Ⅰ（10日間）	2	保育実習指導Ⅲ（児童厚生施設等）	1
		保育実習Ⅲ（児童厚生施設等）	2

定員（30名）超過の場合は、選考のうえ履修者を決定します。

履修者は、卒業時に資格を得ることができます。

詳細については、掲示や説明会を通じて告知します。

資格取得に要する費用（昨年度参考額）

登録関係費用 …… 10,000円

(5) レクリエーション・インストラクター

公益財団法人 日本レクリエーション協会公認資格

子どもたちをはじめ、地域のさまざまな世代を対象とした「楽しみの場づくり」のために、市民ボランティア・市町村レクリエーション活動や企業の行事運営スタッフ・各種のスポーツスタッフとして貢献する力を修得できます。教員免許状や保育士資格を基礎要件として、さまざまな現場でリーダーシップを発揮できる資格です。

履修方法

本学における授業科目		
授業科目名	単位数	備考
レクリエーション理論	2	
レクリエーション実技①	1	
レクリエーション実技②	1	
レクリエーション実習（学外）	1	<p>下記1・2の要件全て満たして1単位</p> <p>1. 〈学外実習〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ①～③のいずれかに参加 ①教育実習 ②保育実習 ③大学が指定した実習 <p>2. 〈事業参加〉</p> <p>協会指定のレク事業には、スタッフとしての参加と参加者としての参加があります。</p> <p>レク事業の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ・レクリエーション ②チャレンジ・ザ・ゲーム ③スポーツチャンバラ大会 ④市民まつり 等

資格取得に要する費用（昨年度参考額）

登録諸費用 …… 17,890円（登録料17,600円、申請諸費用290円）
 更新料 …… 12,100円（登録後、2年ごとの更新が必要です。）

(6) 秘書士

一般財団法人 全国大学実務教育協会認定資格

全国大学実務教育協会に加盟する短大に所属する学生が、所定の科目を履修した場合認定される資格です。言葉遣いや接遇の仕方、日程管理、文書管理方法などビジネス社会での基本マナーや実務能力を修得できます。

履修方法

教育課程の基本的な枠組み				本学における授業科目						
3つの領域			単位数 必修 選択 合計	授業科目名	単位数					
領域1	秘書実務の知識・スキル・態度と実務実践力の領域				必修	選択	合計			
			2 単位以上	秘書学概論	2			必修6単位を含め 16単位以上		
				生活と法律		2				
				情報リテラシー		2				
				プレゼンテーション		1				
領域2	秘書実務を支える学修の基礎能力と教養の領域		10 単位以上	日本語表現	2					
				数と統計		2				
				プログラミング		1				
				生活と環境		2				
				国際関係		2				
領域3	総合的課題解決と学修継続力の領域		2 単位以上	経済のしくみ		2				
				企業の知識		2				
				秘書実務	2					
				企業等インターンシップ		2				
				サービスラーニング①		2				
				キャリアデザイン		2				

履修者は、卒業時に資格を得ることができます。

申請方法等の詳細については、掲示や説明会にて告知します。

資格取得に要する費用（昨年度参考額）

申 請 料 …… 5,500円

学外実習

次の免許・資格の取得を希望する学生は、学外実習参加が必要となります。

実習種別	免許・資格	実習先	実習時期	期間
教育実習	幼稚園教諭 小学校教諭	幼稚園又は 小学校	第3セメスター5月上旬～7月上旬	4週間
保育実習	保育士	保育所	第2セメスター試験終了後～3月下旬	12日以上
			第3セメスター夏季休業中 ※児童厚生二級指導員資格取得希望者は、児童厚生施設等の 実習をもって、この実習に代える	12日以上
		居住型施設等	第3セメスター夏季休業中	12日以上 又は11泊 12日以上
	児童厚生 二級指導員	児童厚生施設等	第3セメスター夏季休業中	12日以上
レクリエー ション実習	レクリエーション・ インストラクター	第3、4セメスター (レクリエーション協会指定のレクリエーション事業に随時参加)		△

※実習時期及び期間は変更することがあります。

学外実習を希望する学生は、学外実習願を免許・資格指導課に提出してください。提出にあたっては、取得希望の免許・資格を理解し、進路や希望職に対する資質を十分に思慮してください。資質とは、以下の学外実習にむけての心構えができることなどを含みます。

学外実習にむけての心構え

- ① 免許・資格取得の強い意欲を持っていること。
- ② 心身ともに健全で体調不良による実習中の欠勤がないよう、十分な健康管理ができること。
- ③ 実習にふさわしい態度、言葉遣い、服装等身だしなみに配慮できること。
- ④ 学外実習掲示板を常に確認し、行動がされること。
- ⑤ 実習期間中は、実習生という立場で行動するため、就職活動や就職試験、アルバイト、学友会等活動を停止できること。

学外実習願提出にあたって

- ① 学外実習願の提出期間や提出方法は、新入生オリエンテーション期間内の依頼オリエンテーションで説明する。
- ② 提出期間内に学外実習願の提出がなかった場合は、実習参加の意志がないとみなし、以後の受付は一切しない。
- ③ 学外実習願の用紙は、実習日誌の綴じ込み用紙を使用するので、各自、実習日誌を購入すること。
- ④ 教育実習を希望する学生は、小学校と幼稚園のどちらかを提出すること。
- ⑤ 保育実習を希望する学生は、保育所と居住型施設等の学外実習願の両方を提出すること。

学外実習願提出後について

免許・資格ごとに、事前指導と準備、事後指導、実習参加要件を定めています。各実習の参加要件が1つでも欠けると実習に参加することができません。また、大学が実習参加に不適当と判断した場合も、実習参加を認めません。

加えて、第1セメスターのGPAが2.0未満の場合は、実習参加不可の警告をします。

オリエンテーション

実習参加に当たって、下記のオリエンテーションを行います。希望する免許・資格によりオリエンテーションの名称、回数、開催時期は異なりますが、実習参加のためには、すべてのオリエンテーションに出席が必要です。開催日程は、掲示で確認してください。

名 称	内 容
依頼オリエンテーション	学内で実施。実習先や実習期間、依頼の方法、学外実習願の提出等の説明を行います。
参加オリエンテーション	学内で実施。実習中の留意事項、必要書類の確認、緊急時の対応、実習終了後の手続き等について説明を行います。
実習先オリエンテーション	実習先で実施。実習先と実習前に打合せ等を行います。実習先の都合により実施しない場合があります。

実習報告会

実習報告会は、実習参加者が成果を報告することにより、実習を反省し、自己の適性と決意を見極めるとともに、学修課題を発見し、継続研究の契機とするものです。実習参加者は、実習報告会での報告をもって実習終了となります。実習報告会の前には、実習の事前・事後指導の指導担当教員に指導を受け、発表する内容について主体的に整理してください。

また、実習参加希望者は、実習報告を聴講し、実習の目的、課題設定を行うとともに、実習に対する心構えや準備を再確認するものです。

オリエンテーション、実習報告会の遅刻・欠席

オリエンテーション及び実習報告会は、遅刻・欠席を認めません。但し、病気や忌引等による欠席については、事前連絡があった場合のみ再度機会を与えます。

実習事前・事後指導

免許・資格ごとに学内指導担当教員が実習の事前・事後指導をします。それぞれの指導担当教員の指示に従って、実習が始まる前と終わった後に指導を受けてください。

評価等

- ・ 学外実習の評価は、所定の実習施設及び実習期間において終了し、実習先評価・実習記録・実習報告の発表内容等により総合判定します。
- ・ 総合判定が不合格になった場合は、本学で再度実習することはできません。
- ・ 個人的な理由により実習に不参加又は中途放棄した場合は、再度実習することはできません。

学外実習参加にあたって

- ①実習学生は、常に学生の本分、指導者としての立場を忘れず、態度・言動に注意し、実習先業務の阻害、風紀を乱す行為をしないこと。
- ②指定された実習施設・期間等についての変更は原則としてできない。やむをえぬ事情が生じた場合は、事前に願い出て許可を受けること。
- ③実習学生は、本学教員及び実習先の所属長・職員の指導を受け、規則を守ること。
- ④誓約書・履歴書・健康診断書及び細菌検査成績書等、指示された書類を指定の期日までに実習先に提出すること。
- ⑤レポート等の課題提出を求められた場合は、指定の期日までに提出すること。
- ⑥実習期間中は、就職活動や就職試験、アルバイト、学友会等の活動を停止すること。但し、当該実習の免許・資格に関する就職試験がある場合には、事前に免許・資格指導課に相談すること。
- ⑦実習日誌は、実習終了後、直ちに実習先に提出し、その後学内指導担当教員に指定の期日までに提出すること。
- ⑧実習中、実習後においても守秘義務（個人情報の保護）を遵守すること。実習先で知り得た内容や感想等、実習に関するすべての事柄は、ソーシャルメディア・ブログ等、インターネット上に投稿、掲載することを固く禁止する。
- ⑨実習学生が、怠惰・品行不良又は、当該資格に不適当と認められる状況となつた場合、その他実習先に迷惑をかけるような行為があった場合は、即時実習を停止する。また、実習終了後であっても、上記の事実が判明した場合には、その実習終了は取り消しをする。

学外実習用通学証明書の発行

実習施設に通勤する際の定期券が必要な場合は、購入に必要な通学証明書を発行します。使用開始日の1カ月前までに学生センターに申請してください。
なお、実習期間及び交通機関により発行できない場合があります。詳しくは学生センターで確認してください。

1 幼稚園・小学校教諭二種免許状

事前指導と準備

- ①依頼オリエンテーションに出席する。(第1セメスター4月実施予定)
- ②本学ショップにおいて「教育実習日誌」及び「小学校教諭になるために」を購入する。
- ③学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ④実習報告会に出席し、聴講する。(第2セメスター12月実施予定)
- ⑤参加オリエンテーションに出席する。(第3セメスター4月実施予定)
- ⑥学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑦実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。
- ⑧小学校教諭の免許状を希望する者は、介護等体験を終了している。

※介護等体験についての詳細はp.65を参照してください。

事後指導

- ①学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ②実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第4セメスター12月実施予定)

実習参加要件

- ①依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ②学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③実習報告会に出席し、聴講している。
- ④学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤「教育実習指導」を履修している。
- ⑥専門教育科目のうち、第1セメスターに開講されている免許状必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

実習終了要件

- ①所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ②学内指導担当教員に教育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③実習報告会において実習成果等の報告をしている。

2 保育士

事前指導と準備

- ①依頼オリエンテーションに出席する。(第1セメスター4月実施予定)
- ②本学ショップにおいて「保育実習日誌」を購入する。
- ③学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ④次のいずれかの講座に出席する。

※資格必修講座。出席する講座は大学が指定する。

- A. 神奈川県保育士養成施設協会主催「保育士を志す学生の集い」
(第1セメスター6月開催予定)
- B. 学内実施「保育士を志す学生の集い」(第2セメスター12月開催予定)
- C. 神奈川県保育のつどい運営委員会主催「保育のつどい」
(第2セメスター12月開催予定)
- ⑤実習報告会に出席し、聴講する。(第2セメスター12月実施予定)
- ⑥参加オリエンテーションに出席する。(第2セメスター10月及び第3セメスター4月実施予定)
- ⑦学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑧実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ①学内指導担当教員に保育実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
- ②事後レポートを作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
- ③実習報告会において実習成果等の報告をする。
(第4セメスター12月実施予定)

実習参加要件

- ①依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
- ②学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
- ③実習報告会に出席し、聴講している。
- ④学内指導担当教員による事前指導を受けている。
- ⑤必要に応じて「保育実習指導I（保育所）」、「保育実習指導I（居住型施設等）」、「保育実習指導II（保育所）」、「保育実習指導III（児童厚生施設等）」を履修している。
- ⑥専門教育科目のうち、第1セメスターに開講されている資格必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。
但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。
- ⑦「保育士を志す集い」又は、「保育のつどい」に参加している。

実習終了要件

- ①所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ②学内指導担当教員に保育実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③実習報告会において実習成果等の報告をしている。

3 児童厚生二級指導員

事前指導と準備

- ①依頼オリエンテーションに出席する。(第1セメスター5月実施予定)
- ②本学ショップにおいて「実習日誌」を購入する。
- ③学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出する。
- ④実習報告会に出席し、聴講する。(第2セメスター12月実施予定)
- ⑤参加オリエンテーションに出席する。(第3セメスター4月実施予定)
- ⑥学内指導担当教員による事前指導を受ける。
- ⑦実習先のオリエンテーションに出席し、指示された書類等を提出する。

事後指導

- ①学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受ける。
 - ②事後レポートを作成して、学内の指導担当教員に指導を受ける。
 - ③実習報告会において実習成果等の報告をする。
- (第4セメスター12月実施予定)

実習参加要件 ※希望者が30名を超える場合は、選考を行う。

- ①保育士資格取得の見込みがある。
 - ②依頼及び参加オリエンテーションに出席している。
 - ③学外実習願及び実習期間決定届を期間内に提出している。
 - ④実習報告会に出席し、聴講している。
 - ⑤学内指導担当教員による事前指導を受けている。
 - ⑥「児童館・放課後児童クラブの機能と運営」を履修している。
 - ⑦専門教育科目のうち、第1セメスターに開講されている資格必修科目の未履修・不合格科目が2科目以内である。
- 但し、これに該当しない場合でも、教務委員会の議により許可をすることがある。

実習終了要件

- ①所定の実習施設及び実習期間に実習を終了している。
- ②学内指導担当教員に実習日誌を提出し、事後指導を受けている。
- ③実習報告会において実習成果等の報告をしている。

4 レクリエーション・インストラクター

事業の参加

- ①レクリエーション協会の事業のうち、大学が指定したレクリエーション事業参加により、参加ポイント3ポイント以上を取得する。
- ②事業参加1回につき、「参加者」参加の場合は1ポイント、「運営スタッフ」参加の場合は2ポイントが取得できる。
- ③事業参加は学外実習願提出年度内とし、年度を越えての参加は認めない。
- ④事業参加ごとに事業参加申込書を期日までに提出する。
- ⑤参加費が必要となる事業もある。
- ⑥参加ポイントは、各自の責任において確認する。
- ⑦事業参加記録カードは再発行できないため、保管には注意を払う。

事前・事後指導と準備

- ①「レクリエーション理論」「レクリエーション実技」を受講し、レクリエーション・インストラクターについての理解を深めておく。
- ②事業参加ごとに行うオリエンテーションに出席する。
- ③事業参加の際は、事業参加記録カード、オリエンテーションで指示されたもの及び各自で必要と思われるものを用意する。
- ④事業参加後、指定の期日までに事業参加レポートを提出する。
※レポートの提出がない場合は、事業参加記録は取り消される。
- ⑤事業参加記録カードを提出する。(第4セメスター1月予定)

事業参加要件

- ①学外実習願を期限内に提出する。
- ②参加オリエンテーションに出席する。(第3セメスター4月実施予定) ※事業参加ごとにも隨時実施する。
- ③事業参加先オリエンテーション（事業先の必要に応じて）に参加する。
- ④「レクリエーション理論」を履修する。
- ⑤みどり祭などの学内行事にスタッフとして参加、又はそれに代わるレクリエーション事業に参加する。

本学において、レクリエーション・インストラクターは、教員免許状、保育士資格取得者向けの資格です。「レクリエーション実習（学外）」の履修方法は、p.53 を参照してください。

5 介護等体験

小学校教諭の普通免許状を取得する者は、介護等体験特例法により、社会福祉施設等において7日間の介護等体験（特別支援学校2日間、社会福祉施設5日間）を行なうことが義務付けられています。

体験参加にあたって

介護等体験は、原則として第1、第2セメスターに行ないます。体験日程は、体験先の状況により決定するもので、定期試験、他の学外実習と重複するなどの場合を除き、学生個人の都合により体験日を変更することはできません。

介護等体験オリエンテーション（第1セメスター4月実施予定）

介護等体験申込み方法、体験終了までの流れ、体験費用、必要書類等についての説明をします。体験希望者は必ず出席してください。介護等体験オリエンテーション無断欠席の場合は、当該年度の介護等体験には参加できません。

「介護等体験願」の提出と体験費の納入

介護等体験オリエンテーションの説明に従い「介護等体験願」を期日までに免許・資格指導課に提出してください。不提出の場合は、当該年度の介護等体験には参加できません。

また、神奈川県社会福祉協議会等納入分の体験費が必要になります。指定期日までに納入してください。

事前指導と準備

- ①小学校教諭免許状取得の意思がある。
- ②本学ショップにおいて「介護等体験日誌」を購入し、介護等体験制度の概要を読んでおく。
- ③介護等体験責任者による事前講座を受講し、体験の目的や心構え、体験内容について理解する。（第1セメスター4月実施予定）
- ④体験先オリエンテーション、学内実施の事前打合せ会に出席し、体験先に対する知識を深める。
- ⑤体験開始前又は体験先オリエンテーション前までに、提示された書類等を準備する。体験先によっては、学内発行の健康診断証明書以外の証明が必要になる場合もある。

事後指導

- ①介護等体験日誌を指定された期日までに提出する。
- ②介護等体験学内責任者から依頼を受けた場合には、体験内容報告を行う。

専攻科

1 履修指針

近年、子どもをめぐる環境の変化とともに、児童教育、幼児教育、乳幼児福祉に携わる教員、保育士にはより高度な専門性が求められています。専攻科ではこうした社会のニーズに応えられる力量を持った人材を育成します。このような人材を育成する為、次のような科目群を設定しています。「幼児教育・子育て支援科目群」と「幼児体育・子ども野外活動科目群」の2つの専門科目群に分かれて学び、教育・保育現場における専門性と実践力を高めます。また、学生のニーズに合わせ、この他の科目群を現在検討中です。

初等教育専攻

A 科目群：幼児教育・子育て支援科目群

幼児教育や乳幼児福祉に関する科目が充実し、授業科目が、保育サービスの理論と実践に関する科目、基礎技能を高める科目、実践力を高める科目（インターンシップ、SAE）等で構成されています。

B 科目群：幼児体育・子ども野外活動科目群

幼児・児童体育や子どもの野外活動に関する科目が充実し、授業科目が、子どもスポーツ・野外活動の理論と実践に関する科目、基礎技能を高める科目、実践力を高める科目（インターンシップ、SAE）等で構成されています。

科目群に沿った関連科目に加えて、インターンシップ、海外研修プログラム等が設定されています。インターンシップは、学生が研修生として実務を体験するもので、自己の適性や将来の職業選択の幅を広げることができます。海外研修プログラムは国際化の進展にともない、語学力の向上と、海外の保育施設の見学を行います。

2 科目ナンバー

科目ナンバーとは、教育課程全体としての到達点に達するための仕組みです。授業科目に特定の記号や数字を付し分類することで、教育課程の体系、学修の段階や順序を表し、授業科目間の関連や授業科目内容の学修段階を示しています。

科目ナンバーの見方

例) MPEA300 

①専攻科コード	②領域コード	③水準コード
MPE	A	300

① 専攻科コード 専攻科 (Major in Primary Education) は、“MPE”です。

② 領域コード

領域コードでは学問領域を表します。1つの科目で複数の学問領域にわたる場合、2文字になります。

領域コード	学問領域
A	保育サービスの理論と実践に関する科目
B	子どもスポーツ・野外活動の理論と実践に関する科目

③ 水準コード

水準コードは学修段階を表します。

水準コード	学修段階
300～399	専攻科修了レベル

3 カリキュラムチャート

専攻科(専攻科コード:MPE)

保育サービスの理論と実践に関する科目

A301	保育サービス論
A302	子育てカウンセリング演習
A303	小児看護学
A304	小児看護演習
A305	地域子育て論
A306	子ども食育論
A307	子ども食育演習
A314	音楽表現

保育サービスの理論と実践に関する科目 子どもスポーツ・野外活動の理論と実践に関する科目
--

AB308	乳児保育特論
AB309	障害児保育特論
AB310	異文化理解
AB311	ムーブメント療法実践学
AB312	保育英語
AB313	子どもの危機・安全管理
AB315	造形表現
AB316	幼児体育
AB317	リトミック
AB318	ドラマ
AB320	インターナンシップ
AB321	SAE

子どもスポーツ・野外活動の理論と実践に関する科目

B301	幼児体育指導 I
B302	子どもの運動生理
B303	子どもの野外活動論
B304	親子レクリエーション
B305	アドベンチュア・プレイ
B306	キャンプ
B307	子どもの水泳指導 I
B314	スポーツ I(体操)
B319	スポーツ II(水泳)

4 修了要件単位数とカリキュラム

●修了要件単位数●

専攻	必修・選択区分	科目群	必修	選択	修了に必要な単位数
初等教育専攻		A : 幼児教育・子育て支援科目群 B : 幼児体育・子ども野外活動科目群	0	30	30

●カリキュラム一覧●

凡例： ◎科目群必修選択科目 ○科目群選択科目

A	B	科目群	科目 ナンバー	授業科目	単位数		科目群	
					必修	選択	A	B
保育サービスの理論と実践に関する科目	子どもスポーツ・野外活動の理論と実践に関する科目	MPEA301	保育サービス論		2	◎	※ 1	
		MPEA302	子育てカウンセリング演習		2	◎	※ 1	
		MPEB301	幼児体育指導 I		2		◎	※ 1
		MPEB302	子どもの運動生理		2		◎	※ 1
		MPEA303	小児看護学		2	○		
		MPEA304	小児看護演習		2	○		
		MPEA305	地域子育て論		2	○		
		MPEA306	子ども食育論		2	○		
		MPEA307	子ども食育演習		2	○		
		MPEAB308	乳児保育特論		2	○		
		MPEAB309	障害児保育特論		2	○		
		MPEAB310	異文化理解		2	○		
		MPEAB311	ムーブメント療法実践学		2	○		
		MPEAB312	保育英語 ※ 2		2	○		
		MPEAB313	子どもの危機・安全管理		2	○		
		MPEB303	子どもの野外活動論		2		○	
		MPEB304	親子レクリエーション		2		○	
		MPEB305	アドベンチャーア・プレイ		2		○	
		MPEB306	キャンプ		2		○	
		MPEB307	子どもの水泳指導 I		2		○	
		MPEA314	音楽表現		2	○		
		MPEAB315	造形表現		2	○		
		MPEAB316	幼児体育		2	○		
		MPEAB317	リトミック		2	○		
		MPEAB318	ドラマ		2	○		
		MPEB314	スポーツ I (体操)		2		○	
		MPEB319	スポーツ II (水泳)		2		○	
		MPEAB320	インターンシップ		4	◎		
		MPEAB321	SAE		1	○		

※1 科目群必修選択科目◎は、履修する。科目群別の指定されている単位数の外、科目群選択科目は、A、B

B科目群のどちらからでも選択できる。

※2 「保育英語」は、S A E参加要件である。

5 インターンシップ

教育・保育現場において就業体験をすることにより、実践力を高めることを目的としています。子どもや親と実際に触れ合うことによって専門的スキルを高め、社会のニーズに応えられる力を身につけていきます。インターンシップは、子ども、子育てに関わるすべての施設で実施することができます。

事前準備

インターンシップの主役はあくまで学生自身です。受け入れ先により業種も職種も異なりますので、まず学生自身が目的意識を明確にして臨んでください。

具体的な受け入れ先は、担当教員との相談等によって決めます。

なお、インターンシップの実施前には事前指導を受けてください。

実施の時期

実施時期は受け入れ先との相談によって決めます。研修期間は、原則として80時間程度を予定します。

参加の申請

参加希望者は指定された期間内に担当教員に願い出てください。

研修記録

所定の研修日誌等に記入し、担当教員に提出してください。研修終了後には担当教員の事後指導を受けてください。

参加費

参加費として1万円が必要となります。(昨年度参考)

6 資格

(1) 認定ムーブメント教育・療法中級指導者

NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会認定資格

ムーブメント教育・療法は、楽しい身体運動を通して、人間の全面的発達を支援し、すべての人々の健康と幸福感の達成を支援することをめざした教育・療法です。

認定ムーブメント教育・療法中級指導者は、乳幼児保育・幼児教育、小・中学校や特別支援学校における発達教育を担う人材として、また、地域における子育て支援教室や児童館で子どもの健全育成に携わる人材として活躍する指導者などをいいます。

① 履修方法

専攻科で指定されている以下の3科目の単位を修得し、障害のある子どもと家族のためのムーブメント教室に参加する。

- a. ムーブメント療法実践学（2単位）
- b. 子どもの運動生理（2単位）
- c. 障害児保育特論（2単位）
- d. 障害のある子どもと家族のためのムーブメント教室への参加

NPO 法人日本ムーブメント教育・療法協会が開催する障害のある子どもと家族のためのムーブメント教室又は実践に関わる教室（月1回、原則として土曜日）に年間を通して参加する。

② 資格申請の手続き

修了時に以下の書類と認定料を添えて、協会に個人申請する。

必要書類

- ・専攻科で指定されている3科目の単位修得証明書
- ・ムーブメント教室参加証明書
- ・中級資格認定申請書

③ 資格取得に要する費用（昨年度参考額）

中級資格認定料	……	10,000円
協会会員登録料	……	1,000円

(2) キャンプインストラクター

公益社団法人日本キャンプ協会が公認するキャンプ指導者の資格です。専攻科で指定されている『キャンプ』の単位を修得することによって取得できます。総合的な自然体験であるキャンプの指導者として、キャンプの楽しさを多くの人に伝えることを目指します。キャンプ参加にあたり、別途費用が必要となります。また、申請方法の詳細については、掲示や説明会にて告知します。

- ・資格取得に要する登録諸費用（昨年度参考額） 13,000 円

(3) 自然体験活動指導者（自然体験活動リーダー）

全国体験活動指導者認定委員会が認定する、自然体験の活動プログラム指導者の資格です。本学では、「キャンプインストラクター」を基礎資格としています。申請方法の詳細については、掲示や説明会にて告知します。

- ・登録に要する諸費用（昨年度参考額） 3,000 円

第3部

特別講座

特別講座

1 就職活動支援講座

就職活動支援として、業界研究や各種就職試験の対策講座、インターンシップ（就業体験）に関する講座、資格・検定の取得支援講座などを実施しています。実費負担の必要な講座を含みます。

〈実施例〉

- ・学内業界・企業・職種研究セミナー
- ・適性検査（SPI等）対策特訓講座
- ・就職面接対策講座
- ・グループディスカッション対策講座
- ・マイクアップ講座
- ・マナー研修講座
- ・3級FP技能検定支援講座
- ・秘書検定2級学内対策講座
- ・日商簿記3級対策講座

2 公務員試験対策講座

公務員就職を志望する学生への就職支援として、公務員試験の対策講座を実施しています。実費負担（有料）の必要な講座を含みます。

〈実施例〉

- ・公務員試験ガイドンス
- ・公務員試験学内基礎講座（教養科目）（面接・論文）（模擬試験）

3 教員採用試験対策講座

教職（幼稚園教諭・保育教諭を含む）及び保育士の仕事に就きたい学生に対し、教員採用試験対策講座を実施しています。一般・教職教養、教科等専門、面接、論作文、模擬授業等の指導を1年次から段階的に受講できるよう講座を設定しています。

4 小学校理科授業実践講座

神奈川県立青少年センター科学支援課職員から、理科嫌いの子どもをつくらない方法や理科実験の基本的な知識や技能、さらに安全管理を徹底した理科実験授業の指導をしていただきます。

5 教職教養特別講座

神奈川県立総合教育センターの指導主事から、今日的な教育課題への対応やすぐに役立つ授業の工夫を指導していただきます。教育実習や模擬授業に役立つ講座です。

6 就業前特別講座

教職センター教職員が、教員としての心構えや教職に不安を抱いていることなどについて相談・指導にあたり、教員生活が安心してスタートできるよう支援を行っています。対象者は、教員採用試験合格者及び臨時の任用職員・非常勤講師希望者です。

7 初等教育学科 夏休み社会体験プログラム

初等教育学科では、1年生を対象に学修の動機づけやプレ実習を目的に、夏休みを利用したボランティア等の社会体験を行うことを推奨しています。事前の説明会を開きプログラムの導入をし、体験後は各自が報告書を作成し、自己の学びの振り返りを行っています。このプログラムがきっかけとなり、学びに意欲的になると共に、継続してボランティア等を続け、実践力を高める窓口となっている学生もいます。

第4部

諸規程

鎌倉女子大学短期大学部

『学則』

第1章 総則

第1条 (目的)

鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という）は、日本国憲法の精神に基づき、鎌倉女子大学の教育の理念である「感謝と奉仕に生きる人づくり」を中心としたその建学の精神に則り、社会生活に有益な専門的な教育研究を推進することを通じて、科学的教養と優雅な性情を涵養し、以って人類の福祉及び文化の向上発展に寄与することを目的とする。

2. 初等教育学科は、乳幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成することを目的とする。

第2条 (自己点検及び評価)

前条の目的を達成し、教育活動の向上を促進するために教育活動の状況について、自ら自己点検及び評価を行うものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第3条 (名称)

本学は、「鎌倉女子大学短期大学部」と称する。

第4条 (所在地)

本学は、神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号に設置する。

第2章 学科

第5条 (学科)

本学に初等教育学科を置く。

第6条 (収容定員)

本学の収容定員は、次の通りとする。

学科	入学定員	収容定員
初等教育学科	200名	400名

第3章 修業年限及び教育課程

第7条 (修業年限)

本学の修業年限は、2年とする。ただし4年を超えて在学することはできない。

第8条 (授業科目)

授業科目を総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

第9条 (必修・選択・自由科目の区分)

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第10条 (授業科目及び単位数)

授業科目及び単位数は、別表Iの通りとする。

第11条 (単位数計算の基準)

授業科目の単位の計算方法は、次の各号に定める基準によるものとする。

- 一. 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二. 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。但し芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1

単位とする。

- 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 12 条 (授業期間)

- 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。
- 各授業科目の授業は、原則として15週にわたる期間を単位として行うものとする。但し教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行なうことができる。

第 13 条 (授業の方法)

- 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 授業は、外国において履修させることができる。
 - 授業の一部を、本学の校舎及び附属施設以外の場所で行なうことができる。

第 14 条 (履修単位)

卒業するためには、次の各号に定める単位以上を修得しなければならない。

- 総合教育科目は、選択科目を含めて19単位以上を履修しなければならない。
- 専門教育科目は、選択科目を含めて44単位以上を履修しなけ

ればならない。

第 15 条 (資格の取得)

- 資格の取得は、次の各項に定める方 法による。
- 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、初等教育学科においては、小学校教諭2種免許状・幼稚園教諭2種免許状である。
 - 初等教育学科に所属し、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める修業教科目及び単位数を修得しなければならない。
 - 初等教育学科に所属し、児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科、単位数を修得しなければならない。

第 16 条 (昼夜開講制)

本学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制により授業を行うことがある。

第 4 章 入学・再入学・退学・転学・留学・休学及び復学

第 17 条 (入学の時期)

入学は、学年の始めとする。但し再入学は、学期の始めとすることができる。

第 18 条 (入学資格)

本学に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならない。

- 高等学校又は中等教育学校を卒

業した者

- 二. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- 三. 外国において学校教育 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定を受けた者
- 四. 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五. 文部科学大臣の指定した者及び文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- 六. 本学において個別の入学資格審査により、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認めた者で 18 歳に達した者

第 19 条（志願手続き）

入学志願者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類、入学検定料を添えて、願い出るものとする。

第 20 条（入学志願者の検定）

入学志願者には、検定を行う。

2. 検定の方法は、別に定める。

第 21 条（入学手続き）

入学の許可を受けようとする者は、所定の期日までに宣誓書、保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入り、入学手続きをしなければならない。

第 22 条（入学許可者の決定）

入学を許可すべき者は、教授会の議を経て学長が決定する。

第 23 条（保証人）

保証人は、学生に係る一切の責任を履行し得る者で、父母又はこれに代わる者でなければならない。

第 24 条（再入学）

第 25 条第 1 項により退学した者が、再入学を志願した場合は、選考の上教授会の議を経て学長が決定する。

2. 前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修せざることがある。
3. 再入学に關し必要な事項は、別に定める。

第 25 条（退学）

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き学長が決定する。
3. 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き学長が除籍する。
 - 一. 学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
 - 二. 第 7 条に定める在学年限を超えた者
 - 三. 第 30 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお就学できない者
 - 四. 死亡した者

第 26 条（他大学又は他短期大学からの転学）

他の大学又は他の短期大学からの転学は、選考の上教授会の議を経て学長が決定する。

2. 他大学又は他短期大学からの転学に關し必要な事項は、別に定める。

第 27 条（他大学又は他短期大学への転学）

学生が他の大学又は他の短期大学に入学、転学しようとする時は、事由を詳記して願い出るものとする。

2. 転学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き学長が決定する。

第28条（留学）

外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長に留学願を提出するものとする。

2. 留学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き学長が決定する。

3. 留学に関し必要な事項は、別に定める。

第29条（休学）

疾病その他やむを得ない事由で2か月以上就学することができない者は、学長に休学願を提出するものとする。

2. 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。

3. 休学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き学長が決定する。

第30条（休学期間）

休学期間は引き続き1年を超えることはできない。但し特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

2. 休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

第31条（休学期間の不算入）

休学期間は、在学期間に算入しない。

第32条（復学）

復学は、学期の始めとする。

2. 復学しようとする者は、休学期間が終了する1か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。

3. 休学期間内であっても休学の事由が止んだ時は、学長に復学願を提出することができる。

4. 病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものと

する。

5. 復学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き学長が決定する。

第5章 成績評価及び単位の授与

第33条（授業科目の成績評価）

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点は以下の通りとする。

合否	評価	評点
合格	S	100～90点
	A	89～80点
	B	79～70点
	C	69～60点
	合	合格
	認	合格
不合格	F	59点以下
	E	成績評価なし
	否	不合格

第34条（成績評価要件）

各授業科目について出席すべき時間数の3分の2以上出席しなければ、成績評価を受けることができない。

第35条（単位の授与）

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第36条（試験）

試験の種類は、定期試験及びその他 の方法とする。

2. 論文又は実験・実習、研究の報告は、審査をもって試験に代えることがある。

第37条（成績評価及び試験に係る細則）

成績評価及び試験に関する細則は、別に定める。

第38条（単位の互換）

教育上有益と認めるときは、他短期大学又は他大学との協議に基づき、学生に当該他短期大学又は他大学の授業科目を履修させることができる。

2. 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、教授会の議を経て、30 単位を超えない範囲で、卒業の要件となる単位として認めることができる。

第 39 条（入学前の既修得単位の認定）

本学は、教育上有益と認めるときは学生が本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を 30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

第6章 学費その他

第 40 条（学費）

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱの通りとする。

2. 休学期間中は、授業料、教育環境充実費及び実験実習費のそれぞれ半額を納付しなければならない。

第 41 条（分納）

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第 42 条（既納学費の取扱い）

すでに納めた学費はこれを返却しない。

第 43 条（未納者の扱い）

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第 44 条（奨学金）

奨学金については、別に定める。

第 45 条（その他の費用）

その他必要な費用は、別に徴収する

ことがある。

第7章 進級、卒業及び学位

第 45 条の 2（進級要件）

1 年次から 2 年次へ進級するためには次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一. 1 学期以上在学していること
 - 二. 25 単位（認定単位数を含む）
- 以上修得していること

第 46 条（卒業及び学位）

本学に 2 年以上在学し、第 14 条に定める単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が卒業及び課程の修了を認め、学位「短期大学士（教育学）」を授与する。

2. 学位に関する事項は、別に定める。

第8章 賞罰

第 47 条（表彰）

学生で他の模範となる行為があった者に対し、学長はこれを表彰することがある。

第 48 条（罰則）

本学の規則に違反し、或いは学生としてその本分にもとる行為があった者に対し、学長は教授会の意見を聴き、次の各号に定める懲戒を行う。

- 一. 訓告
 - 二. 講責
 - 三. 受験停止
 - 四. 停学
 - 五. 退学
2. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。
- ### 第 49 条（退学処分）
- 次の各号のいずれかに該当する者に

対し、学長は教授会の意見を聴き、退学を命ずる。

- 一. 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二. 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三. 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 四. 学園の秩序を乱す者

第9章 職員組織

第50条 (学長)

本学に学長を置く。

2. 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督して、教育研究の全般を管理し、これを代表する。
3. 学長に関する事項は、別に定める。

第51条 (副学長)

本学に副学長を置くことができる。

2. 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
3. 副学長に関する事項は、別に定める。

第52条 (学部長)

本学の学部に学部長を置く。

2. 学部長は、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどる。
3. 学部長に関する事項は、別に定める。

第53条 (教授・准教授・専任講師・助教及び助手)

本学に教授、准教授、専任講師、助教及び助手を置く。

第54条 (事務職員・技術職員及びその他の職員)

本学に事務職員、技術職員及びその他の職員を置く。

第10章 教授会

第55条 (教授会)

本学に教授会を置く。

2. 教授会は、学長及び副学長並びに教授、准教授、専任講師及び助教をもつて組織する。
3. 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - 一. 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - 二. 学位の授与
 - 三. 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
4. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
5. 教授会に関する事項は、別に定める。

第11章 図書館

第56条 (図書館)

本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する事項は、別に定める。

第12章 学術研究所

第57条 (学術研究所)

本学に学術研究所を置く。

2. 学術研究所に関する事項は、別に定める。

第13章 生涯学習センター

第58条 (生涯学習センター)

本学に生涯学習センターを置く。

2. 生涯学習センターに関する事項は、別に定める。

第 14 章 委託生・科目等履修生・単位互換履修生・聴講生・研究生・特別聴講学生

第 59 条 (委託生)

本学は、官庁又は公共団体等が願い出した時は、一定期間を定め、選考の上、委託生として履修を許可することがある。
2. 委託生に関する事項は、別に定める。

第 60 条 (科目等履修生)

本学は本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第 61 条 (単位互換履修生)

本学は、単位互換に係る協定に基づき、単位互換履修生を受け入れることができる。

2. 単位互換履修生に関する事項は、別に定める。

第 61 条の 2 (聴講生)

本学は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目的聴講を志願する者があるときは、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聽講生に関する事項は、別に定める。

第 61 条の 3 (研究生)

本学の学生以外の者で本学の学科に関連した特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、短期大学部の教育に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として在籍を許可することができる。

2. 研究生に関する事項は、別に定める。

第 61 条の 4 (特別聴講学生)

他の大学又は他の短期大学の学生で

本学の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は当該短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として履修を許可することができる。

2. 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

第 62 条 (規定の準用)

委託生、科目等履修生、単位互換履修生、聴講生、研究生及び特別聴講学生については、別に定める場合のほか、その性質に反しない限り本学則を準用する。

第 15 章 専攻科

第 63 条 (専攻科)

本学に専攻科初等教育専攻を置く。

第 64 条 (専攻科の収容定員)

収容定員は次の通りとする。

専攻名	入学定員	収容定員
初等教育専攻	20 名	20 名

第 65 条 (専攻科の目的)

専攻科は、短期大学の基礎の上に、初等教育に関する専門科目について、精深な専門の学芸を教授し、その研究を深め、より高度な専門性を有する人材を養成することを目的とする。

第 66 条 (専攻科の修業年限)

専攻科の修業年限は、1 年とする。

第 67 条 (専攻科の授業科目)

専攻科の授業科目は、別表 I - 2 の通りとする。

第 68 条 (専攻科の履修単位)

専攻科を修了するためには、選択科目を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。

第 68 条の 2 (本科履修)

教育研究上必要と認めたときは、初等教育学科の授業を履修させることができる。

第 69 条（専攻科の入学資格）

専攻科に入学し得る者は、次の各号のいずれかに該当する女子でなければならぬ。

- 一. 短期大学を卒業した者
- 二. 専修学校の専門課程（修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者
- 三. 本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めた者

第 70 条（専攻科の学費）

専攻科の入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅱ－2の通りとする。

第 71 条（専攻科の修了）

専攻科に1年以上在学し、第68条に定める単位を修得した者には、教授会の議を経て学長が修了を認める。

第 72 条（その他）

専攻科に関し本章に定めるもの他、必要な事項については、別に定める。

第 16 章 公開講座

第 73 条（公開講座）

本学は、公開講座を開設することがある。

2. 公開講座に関する事項は、別に定める。

第 17 章 学年・学期・休業日

第 74 条（学年・学期）

学年は、4月1日に始まり、翌年の

3月31日に終わる。

2. 学年の区分は、次の各号に定める通り2学期制とする。

- | | |
|--------|-----------|
| 一. 春学期 | 自 4月1日 |
| | 至 9月30日 |
| 二. 秋学期 | 自 10月1日 |
| | 至 翌年3月31日 |

3. 学長は必要に応じて前項の学期を臨時に変更することができる。

第 75 条（休業日）

休業日は、次の各号に定める通りとする。

- | |
|------------------------------|
| 一. 日曜日及び土曜日 |
| 二. 国民の祝日に関する法律に定める休日 |
| 三. 創立記念日 4月19日 |
| 四. 夏季休業 自 8月1日
至 9月16日 |
| 五. 冬季休業 自 12月20日
至 翌年1月7日 |
| 六. 春季休業 自 3月21日
至 3月31日 |

2. 学長は必要に応じて前項の休業日を臨時に変更することができる。

第 18 章 その他

第 76 条（施行細則）

本学則を施行するための細則は、別に学長が定める。

第 77 条（名称変更）

平成元年4月1日から、学校名『京浜女子大学短期大学部』を『鎌倉女子大学短期大学部』に変更する。

附則（省略）

別表（省略）

鎌倉女子大学短期大学部 『履修規程』

第1章 総則

(目的)

第1条 鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という。）学則第76条の規定に基づき、教育課程、履修方法及び免許・資格取得については、この規則の定めるところによる。

第2章 教育課程

(企業学習プログラム)

第2条 学科において、履修課程として企業学習プログラムを設けることができる。

(学期の区分)

第3条 本学の学年区分を2期制とし、1学期ごとに授業を完結する授業科目を置くことを原則とする。

2. 前項の学期区分をセメスターと称し、4月1日から9月30日までを春セメスター、10月1日から3月31日までを秋セメスターという。
3. セメスターの区分は、次の各号に定める通りとする。

(1) 第1セメスター

第1学年次(4月1日から9月30日まで)

(2) 第2セメスター

第1学年次(10月1日から3月31日まで)

(3) 第3セメスター

第2学年次(4月1日から9月30日まで)

(4) 第4セメスター

第2学年次(10月1日から3月31日まで)

(授業科目)

第4条 授業科目及びその単位数は、科目区別に別表Iの通りとする。

2. 授業科目を必修科目、選択科目及び

自由科目に分ける。

3. 授業科目は、授業方法を定め、講義、演習、実験・実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
4. 授業科目は、履修年次・学期・担当教育職員・履修条件・成績評価方法及び授業計画を定める。
5. 卒業論文、卒業研究、卒業制作等に関する事項は別に定める。

(授業計画等の公示)

第5条 前条第1項から第5項に定めたものは、これを学年又はセメスターの始めに公示する。

2. 学科は、履修モデルを学年始めに公示する。

(単位数計算の基準)

第6条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮し、別表Iの通りとする。

第3章 履修方法

(卒業に必要な単位数)

第7条 本学を卒業するためには、2年以上在学し、別表IIに定めるところにより必要な単位数を修得しなければならない。

(授業時間割)

第8条 授業時間割については、セメスターの始めに公示する。

(履修計画及び履修の登録)

第9条 学生は、前条の授業時間割により履修計画をたて、履修科目の登録をしなければならない。

2. 履修登録期間は別に定める。

(授業科目の履修)

第 10 条 履修することができる授業科目は、原則として、その学年次に配当されているもの及びそれ以下の学年次のものとする。

第 4 章 成績評価

(成績評価)

第 11 条 成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点及び評価の基準は以下の通りとする。

合否	評価	評点	評価の基準
合格	S	100 ~ 90 点	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
	A	89 ~ 80 点	到達目標を十分に達成できている優れた成績
	B	79 ~ 70 点	到達目標を達成できている成績
	C	69 ~ 60 点	到達目標を最低限達成できている成績
	合	合格	段階なし
	認	合格	段階なし
不合格	F	59 点以下	到達目標を達成できていない成績
	E	成績評価なし	評価なし
	否	不合格	評価なし

2. 成績評価は前項の表記の他、グレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）による総合評価を次の各号の方法で行う。

- (1) GPA は 4 点式で行い、ランク配点は、S（4 点）、A（3 点）、B（2 点）、C（1 点）、E（0 点）、F（0 点）とする。
- (2) 前号により算出された配点を合計したものと、成績表記を合及び認とする教科目を除いた履修科目単位数で

割ることで得た数値を総合評価と定め、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までを算出する。

(追加卒業試験)

第 12 条 卒業年次の成績評価の結果、卒業要件を満たせない者の内、次の各号の基準を満たす者は、教授会の議を経て学長が許可した場合、追加卒業試験を受験することができる。

- (1) 卒業要件を満たせない範囲が、3 科目以内であること。
- (2) 前号の科目が卒業年度及び卒業前年度に履修登録され、且つ不合格（F 評価）となった科目であること。
2. 卒業要件を満たすために必要な科目に対し、受験対象科目が複数生じた場合には、受験科目を学長が指定する。但し、この場合の科目数は卒業に必要な科目数を超えることはできない。
3. 追加卒業試験を受験する者は、受験願に所定の受験料を添え、願い出なければならない。
4. 追加卒業試験の評価は、80 点満点で成績評価を行う。
5. 追加卒業試験を欠席した者は、不合格（F 評価）となる。
6. 追加卒業試験の実施については別に定める。

第 5 章 免許・資格取得

(秘書士)

第 13 条 秘書士の資格を得ようとする者は、初等教育学科に所属し、別に定める秘書士資格関連科目を修得しなければならない。

(保育士)

第 14 条 保育士資格を得ようとする者

は、初等教育学科に所属し、別に定める「保育士資格課程履修規程」に規定する修業教科目及び単位を修得しなければならない。

(児童厚生二級指導員)

第 15 条 児童厚生二級指導員資格を得ようとする者は、初等教育学科に所属し、別に定める「児童厚生員資格履修規程」に規定する学科目、単位数を修得しなければならない。

(レクリエーション・インストラクター)

第 16 条 レクリエーション・インストラクター資格を得ようとする者は、初等教育学科に所属し、別に定めるレクリエーション・インストラクター資格関連科目を修得しなければならない。

(教育職員免許状)

第 17 条 教育職員普通免許状の授与資格を得ようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に基づく学科目、単位数を修得しなければならない。

2. 小学校教諭普通免許状の授与資格を得ようとする者は、前項に定めるものほか小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第 2 条第 1 項及び小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第 2 条に定める学校又は施設において 7 日間の介護等の体験を行い、その証明を得なければならない。

3. 本学の学科において、取得できる教育職員免許状の種類は、次表に掲げる通りとする。

学科	教育職員免許状の種類
初等教育学科	幼稚園教諭二種免許状 小学校教諭二種免許状

(准学校心理士)

第 17 条の 2 准学校心理士の資格を得ようとする者は、初等教育学科に所属し、別に定める准学校心理士資格関連科目を修得しなければならない。

(認定ムーブメント教育・療法中級指導者)

第 18 条 認定ムーブメント教育・療法中級指導者の資格を得ようとする者は、専攻科初等教育専攻に所属し、別に定める認定ムーブメント教育・療法中級指導者資格関連科目を修得しなければならない。

(免許・資格課程履修登録・取消)

第 19 条 免許・資格を取得するためには、所定の時期に免許・資格課程履修登録をしなければならない。

2. 免許・資格課程履修登録を取り消すためには、取り下げの手続きを行うものとする。

(免許・資格課程履修費)

第 20 条 免許・資格課程履修登録した免許・資格のうち別表Ⅲに定めるものは、所定の時期に同表に定める免許・資格課程履修費を納入しなければならない。

2. 納入された免許・資格課程履修費は返却しない。

3. 免許・資格課程履修費を納入しない場合、免許・資格課程履修登録を取り消す。

(登録・申請等費用)

第 21 条 免許・資格の登録・申請等に必要な費用は、別に徴収する。

第6章 その他

(専攻科)

第22条 専攻科の履修については、本規程を準拠するものとし、本規程に定めのない事項については、別に定める。

2. 教育研究上必要と認めたときは、初等教育学科の授業を履修させることができることとする。

(規程の改廃)

第23条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則 (省略)

別表 (省略)

鎌倉女子大学短期大学部 『試験規程』

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉女子大学短期大学部学則第37条の規定に基づいて、鎌倉女子大学短期大学部の試験に関する必要な事項を定める。

(試験の種類)

第2条 試験実施の時期及び内容により、定期試験とその他の方法に区別する。

2. 定期試験とは、原則として授業期間後に一定の期間内で行う試験をいう。
3. その他の方法とは、授業期間内に行う提出物、小テスト、発表等をいう。

(定期試験)

第3条 定期試験の受験資格について、次の各号のいずれかに該当する場合は、受験資格が認められない。

- (1) 所定の学費が未納の者。但し、延納又は分納の許可を受けていれる者を除く。
 - (2) 当該科目において所定の履修登録をしていない者
 - (3) 学生証を携帯していない者。但し、仮受験証の発給を受け、所定の手続きを完了した者は当該日の試験のみを有効とする。
 - (4) 科目担当の教員から受験資格の喪失（原則として授業時間数の3分の2以上の出席に達しないとき）と指定された者
2. 前項に該当する者であっても学長が酌量すべき事由があると判断した場合には、特別に受験を認めることがある。
3. 定期試験の実施に際して必要な事項は、別に定める。

(追試験)

第4条 定期試験を欠席し、且つその理由が次の各号に規定する正当な事由に該当する者は、追試験を受験することができる。

- (1) 父母・配偶者・祖父母・兄弟姉妹及び三親等以内の親族の忌引で欠席した者
 - (2) 疾病により欠席した者
 - (3) その他、特別な事情により正当と認められた者
2. 前項各号に規定される正当な事由により定期試験を欠席し、追試験受験を希望する者は、所定の「受験願」にその事由を証明する書類を添付し、定められた期間内に提出しなければならない。
 3. 提出された「受験願」に基づき、受験の可否を決定する。
 4. 追試験の評価は、100点満点で成績評価を行う。
 5. 追試験を欠席した者は、不合格（F評価）となる。

(不正行為)

第5条 定期試験において不正行為を行った学生は、短期大学部学則第48条に基づいて譴責処分とし、当該学期の全ての科目を不合格（F評価）とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるものの他、試験に関する必要な事項は、学則及び履修規程の規定を準用する。

2. この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則（省略）

鎌倉女子大学短期大学部 『除籍の取り扱いに関する内規』

第1条 鎌倉女子大学短期大学部の学生が、短期大学部学則第25条第3項第1号の規定により、学費を期日までに納付しないときは以下の通り取り扱う。

1. 該当する学生及び保証人に対し学費を速やかに納付するよう、春セメスターにあっては、5月1日（秋セメスターにあっては11月1日）をめどに督促をする。但し、正当な理由により「延納願」（第一次）を提出したときは、納付期限を春セメスターにあっては、6月13日（秋セメスターにあっては12月13日）まで延長することができるとしてする。
2. 第一次延長期間が過ぎても未納の場合には、春セメスターにあっては、6月20日（秋セメスターにあっては12月20日）をめどに再度、督促状を送付する。但し、学生及び保証人が「特別延納願」（第二次）を提出したときは、春セメスターにあっては、8月13日（秋セメスターにあっては2月13日）を最終納付期日とすることができる。
3. 前項の最終納付期日に至っても未納のときには、春セメスターにあっては、8月31日（秋セメスターにあっては2月28日）をもって除籍退学の手続をとる。

	納付期日	督促状送付	督促状送付後の期日	督促状(2回目)送付	督促状(2回目)送付後の期日	除籍手続
春セメスター	4月13日	5月1日	6月13日	6月20日	8月13日	8月31日
秋セメスター	10月13日	11月1日	12月13日	12月20日	2月13日	2月28日

第2条 短期大学部学則第41条の規定

により学費の分納が認められた者が前条第2項の最終納付期日までに完納しないときは前条第3項の規定通り除籍退学とする。

第3条 除籍退学の日付については、学費の納入された学期の区分に従い、学期の末日とする。

第4条 特別の事情があり、この手順によりがたいときは学長が定める。

附則 (省略)

鎌倉女子大学短期大学部

『保育士資格課程履修規程』

(目的)

第1条 鎌倉女子大学短期大学部（以下「本学」という。）履修規程第14条の規定に基づき、保育士資格取得に関しては、この規則の定めるところによる。

(指定保育士養成施設の位置)

第2条 本学で保育士養成を行う位置は次の各号のとおりとする。

- (1) 大船キャンパス（神奈川県鎌倉市大船六丁目1番3号）
- (2) 岩瀬キャンパス（神奈川県鎌倉市岩瀬1420番地）

(資格取得要件)

第3条 保育士資格取得をするには、本学初等教育学科の卒業に必要な単位を修得するとともに、別表に定める教科目の単位を修得しなければならない。

(他大学等での修得単位の認定制限)

第4条 本学学則第38条及び第39条の規定により修得した教科目の内、他の指定保育士養成施設において、学生が履修した教科目又は入学前に指定保育士養成施設で履修した教科目について修得した単位を別表に定める教科目として30単位を超えない範囲で修得したものとみなすことができる。また、指定保育士養成施設以外の他大学等で履修した教科目について修得した単位については、別表に定める教養科目に相当する教科目として30単位を超えない範囲で修得したものとみなす。

(休業期間の例外)

第5条 休業期間中であっても別表で定

める保育実習を実施することがある。

(授業クラスの定員)

第6条 別表に定める教科目（教養科目を除く）の授業については、原則として50名を超えて履修することはできない。

附則 (省略)

別表 (省略)

『児童厚生員資格履修規程』

第1条 児童厚生員養成課程の専門科目は次のとおりである。

なお児童厚生員資格取得のための基礎資格は保育士資格又は幼稚園教諭2種以上の免許取得者である。

短期大学部初等教育学科

児童厚生員二級指導員		
指定科目名	単位	設定科目名
児童館・放課後児童クラブの機能と運営	2	児童館・放課後児童クラブの機能と運営
児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ	2	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①
児童館実習Ⅰ (10日)	2	保育実習指導Ⅲ (児童厚生施設等)
		保育実習Ⅲ (児童厚生施設等)
合 計 単 位 数	6	

第2条 (中略) 短期大学部初等教育学科においては児童厚生二級指導員資格が取得できる。

第3条 付与する資格と登録関係費用は次のとおりである。

付与する資格	登録関係費用
児童厚生二級指導員	10,000 円

附則 (省略)

『鎌倉女子大学短期大学部 再入学取扱規程』

(目的)

第1条 この規程は、鎌倉女子大学短期大学部学則（以下「本学学則」という）第24条第3項の規定に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学を願い出ることができる者は、鎌倉女子大学短期大学部を退学した者とする。但し、次の各号に掲げる者を除く。

- (1) 退学した日から2年を経過した者
- (2) 本学学則第25条第3項により除籍された者
- (3) 本学学則第49条により退学処分とされた者
- (4) 本規程に基づき再入学した後、退学又は除籍となった者
- (5) 専攻科初等教育専攻を退学又は除籍となった者

(再入学を出願できる学科)

第3条 再入学を願い出ることができる学科は、原則として退学時に所属した学科とする。

(再入学のできる年度)

第4条 再入学ができる年度は、退学の翌年度以降とする。

(再入学の時期)

第5条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(出願書類)

第6条 再入学を志願する者は、再入学を願い出た年度の一般選抜の入学検定料と同額の再入学検定料を添え、「再

入学志願票」を提出しなければならない。

(出願の時期)

第7条 「再入学志願票」を提出できる時期は、次の通りとする。

- (1) 春学期に再入学を希望する者は、1月の指定期間とする。
- (2) 秋学期に再入学を希望する者は、6月の指定期間とする。

(再入学志願者の検定)

第8条 再入学志願者の検定は、面接試験及び必要に応じて学力試験によって行う。

(合否の決定)

第9条 前条に定める検定の合否は、教授会の議を経て学長が決定する。

- 2. 前項の合格に再入学年次及び履修科目指定等の条件を付すことができる。
- 3. 再入学後、前項の条件が遵守されなかったときは、合格を取り消す。

(再入学手続及び学費並びにその他の納入金)

第10条 前条に基づき合格の通知を受けた者は、本学所定の書類を期日までに提出するとともに次の各号に定める学費並びにその他の納入金を納入しなければならない。

- (1) 再入学年次の2分の1の入学金
- (2) 再入学年次と同額の授業料、教育環境充実費、実験実習費及びその他諸経費
- 2. 学長は、前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

(卒業要件)

第11条 再入学者の卒業要件は、再入学年次の卒業要件を適用する。

(在学期間及び休学期間)

第 12 条 再入学者の退学以前の在学期間及び休学期間は、再入学後の在学期間及び休学期間とそれぞれ通算するものとする。

2. 前項の退学以前の在学期間又は休学期間に 1 年未満の端数があるときは、次の通りに退学以前の在学期間又は休学期間を読み替えるものとする。

(1) 端数が 6 ヶ月を超える場合は、退学以前の在学年数又は休学年数に 6 ヶ月を加えた期間とする。

(2) 端数が 6 ヶ月未満の場合は、退学以前の在学期間又は休学期間から端数を切り捨てた期間とする。

(既修得単位の認定)

第 13 条 再入学者が退学前に本学で修得した授業科目の単位は、その一部又は全部を再入学後の卒業に必要な単位として認めることができる。

(規程の改廃)

第 14 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附則 (省略)

2020 年「履修の手引」

発行日 2020 年 4 月 1 日

編 集 鎌倉女子大学短期大学部教務部

発 行 鎌倉女子大学短期大学部 〒 247-8512 鎌倉市大船6-1-3
(TEL) 0467-44-2111

印 刷 <http://www.kamakura-u.ac.jp>
トッパン・フォームズ(株)

